

佐倉市一般廃棄物処理基本計画

(案)

平成17年3月

(平成25年 月改訂)

佐 倉 市

はじめに

市民の皆様には、日頃からごみの減量やリサイクル活動に積極的に取り組んでいただき、誠にありがとうございます。

佐倉市では、平成6年度から一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量化、再資源化に努めてまいりました。

ごみ問題の解決には、大量生産、大量消費型の社会から、ごみの発生をできる限り抑制し、発生したごみは再資源化に努める、環境への負荷の少ない循環型社会の形成が求められています。

そのためには、市民の皆様一人ひとりが日頃の生活様式を見直すことから始めていただき、ごみを出さない、資源を大切にす粘り強い取り組みを継続していただくことが重要と考えております。

本計画は平成17年度を初年度として策定しておりますが、その後の人口やごみの排出量の推移を踏まえて、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しとして策定しております。これまでの減量化、再資源化の成果を踏まえ、さらに市民の皆様と力を合わせて、未来の社会へ向けた取り組みを進めてまいります。

平成25年 月

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市一般廃棄物処理基本計画

< もくじ >

【ごみ処理基本計画編】

1. ごみ処理基本計画の概要	1
1.1. 計画策定の目的	1
1.2. 計画策定の位置付け	1
1.3. 計画期間	2
1.4. 計画の体系	2
2. 佐倉市の概要	3
2.1. 位置、地勢	3
2.2. 人口動態	3
3. 上位関連の計画	5
3.1. 第4次佐倉市総合計画	5
3.2. 佐倉市環境基本計画	6
4. ごみ処理の現状と課題	8
4.1. 人口とごみ排出量	8
4.2. 生活系ごみ排出量の推移	9
4.3. 事業系ごみ排出量の推移	10
4.4. 集団回収量の推移	11
4.5. 1人1日あたりの排出量（原単位）の推移	12
4.6. 収集・運搬・処理の現状	12
4.7. ごみ処理の課題	16
5. ごみ処理の将来像と基本方針	18
5.1. 将来像	18
5.2. 基本方針	18
5.3. ごみ排出量の目標	20
5.4. 市民・事業者・市の役割	21
6. ごみの排出予測	22
6.1. 将来人口の推計	22
6.2. 減量化、再資源化前の排出予測	25
6.3. 減量化、再資源化促進後の排出予測	29
6.4. 実績推移と将来予測	30

7. 実現のための具体的施策	32
7.1. ごみの減量化、再資源化計画	32
7.2. ごみ収集運搬計画	36
7.3. 中間処理計画	39
7.4. 最終処分計画	41
7.5. 最終処分場の整備計画	42
7.6. 広報・啓発計画.....	42
7.7. 衛生的な生活環境計画	43
8. 計画推進にむけて	46

【生活排水処理基本計画編】

9. 生活排水処理基本計画の概要	48
9.1. 計画策定の目的.....	48
9.2. 計画期間.....	48
10. 生活排水処理の現状	48
10.1. 生活排水処理の現状	48
10.2. し尿・浄化槽汚泥の排出・処理状況	50
11. 生活排水の将来推計	54
11.1. 公共下水道に係る人口の見通し	54
11.2. 汲み取りし尿収集人口と浄化槽人口の見通し.....	55
11.3. 生活排水処理人口の見込み	57
11.4. 年間排出量の見通し	59
12. 生活排水の処理計画	61
12.1. 生活排水処理の基本方針	61
12.2. 達成目標.....	61
12.3. 生活排水処理の対象区域	61
12.4. 施設整備計画	62
12.5. し尿・汚泥の収集・運搬・処理計画	64
12.6. 再資源化計画	64
12.7. 最終処分場計画.....	64
12.8. 住民に対する広報・啓発活動計画	64

【ごみ処理基本計画編】

1.ごみ処理基本計画の概要

1.1.計画策定の目的

佐倉市では、ごみの減量化・再資源化による循環型社会の形成に向けて、分別収集によるごみの減量化、再資源化に積極的に取り組んできました。その結果、市民1人1日あたりのごみ排出量は、平成16年度で818g/人・日（集団回収含まず）であったものが平成23年度には775g/人・日（集団回収含まず）となり、最終処分場への埋立量は、平成16年度で2,299t/年であったものが平成23年度には284t/年と大幅に削減されています。

近年、廃棄物処理法の改正や循環型社会形成へ向けて更なるリサイクル関連法の整備が進み、市町村ではごみ処理手数料の有料化が進むなど、一般廃棄物処理をとりまく状況は大きく変化しています。

このため、一般廃棄物処理基本計画の見直しを実施することとし、平成16年度以降の各種データの更新や人口推計などの修正を踏まえ、本市における一般廃棄物処理（ごみ及び生活排水）に関する将来目標、基本方針、具体的施策等の見直しをしようとするものです。

1.2.計画策定の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の第6条に規定されている計画であり、市が区域内の一般廃棄物の処理について、1.一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、2.排出抑制のための方策、3.分別収集としたものの種類と分別区分、4.適正な処理、5.処理施設の整備などについて定めるものです。この計画は、市の基本構想・基本計画に則して定められるもので、「減量・資源化を重視した廃棄物処理」の基本方針と具体的な施策を示すものです。一般廃棄物処理基本計画は、10年から15年の長期計画とし、おおむね5年ごとに改訂するほか、計画の全体となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが適切とされています。

出典：ごみ処理基本計画策定指針，平成20年6月，厚生省生活衛生局水道環境部

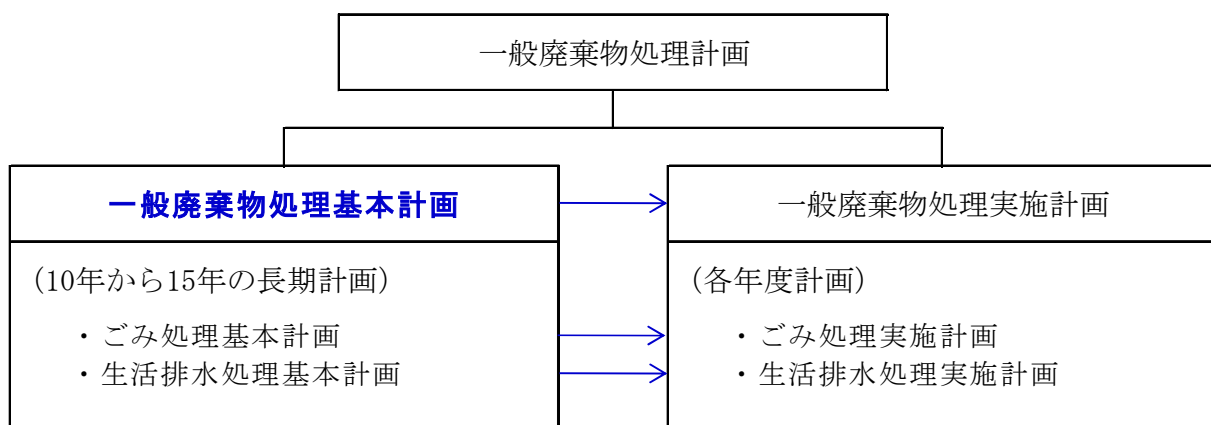


図 1 一般廃棄物処理計画の構成

1.3.計画期間

本計画は、平成 17 年度を初年度とする 15 年計画の中間見直しとし、目標年次は平成 31 年度とします。関連する法改正や資源循環に関する状況の変化などに応じて見直しを行います。

1.4.計画の体系

本計画は、図 2 に示すような構成とします。

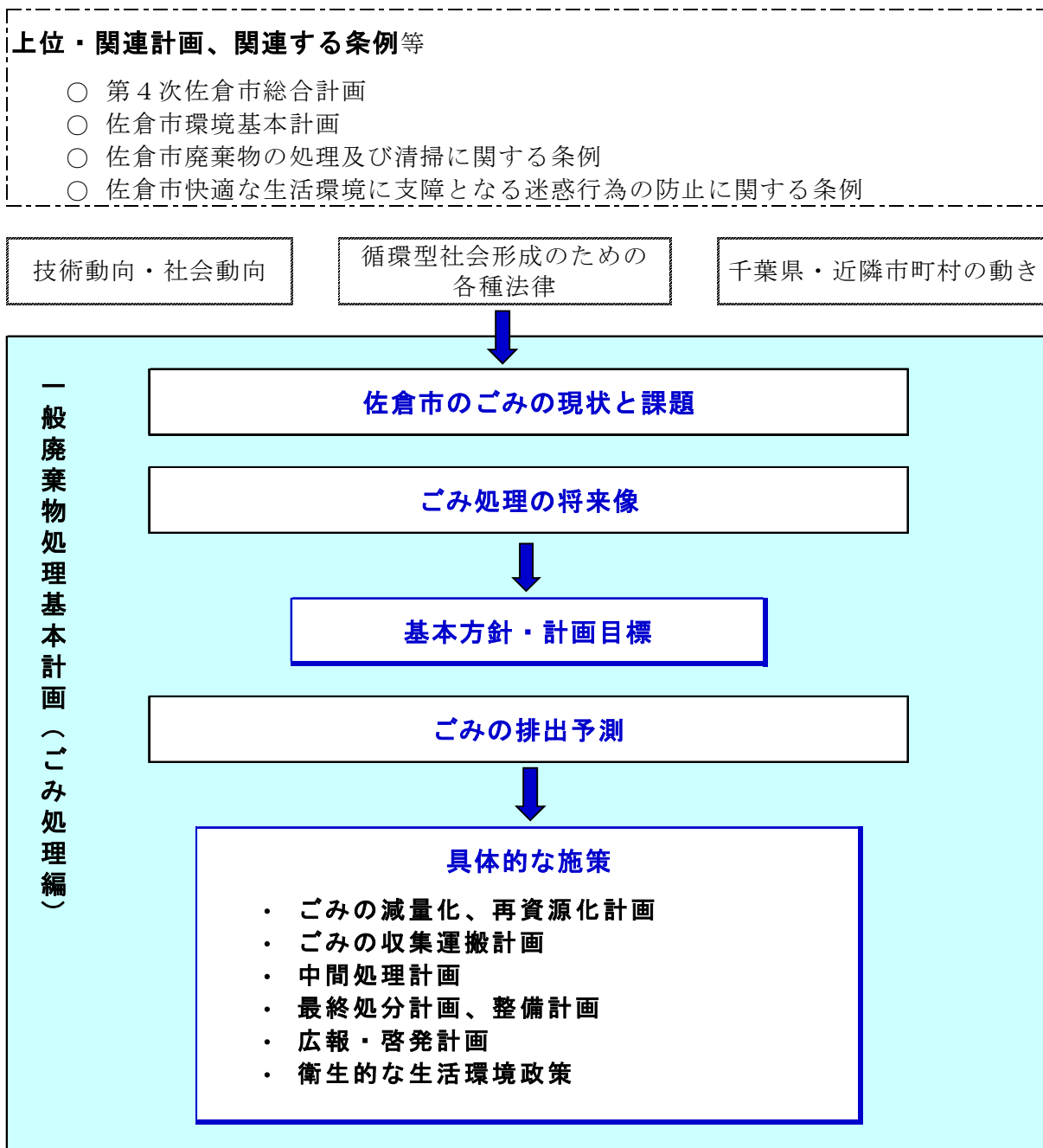


図 2 一般廃棄物基本計画の構成

2.佐倉市の概要

2.1.位置、地勢

(位 置)

本市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から 40 キロメートルの距離にあります。新東京国際空港(成田空港)へは東へ 15 キロメートル、県庁所在地の千葉市へは南西へ 20 キロメートル、市北部には印旛沼が広がっています。

(面 積)

103.59 km²

(地 勢)

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地からなっており、その間を鹿島川や高崎川、小竹川などが流れ印旛沼に注いでいます。標高 30 メートル前後の台地は北から南へ向うほど高くなります。南東から北西に向かって緩やかに傾斜している下総台地には、これを侵食した谷津とよばれる谷がみられ、印旛沼周辺、佐倉城址周辺、東部や南部の農村地帯などには豊かな自然が残っています。

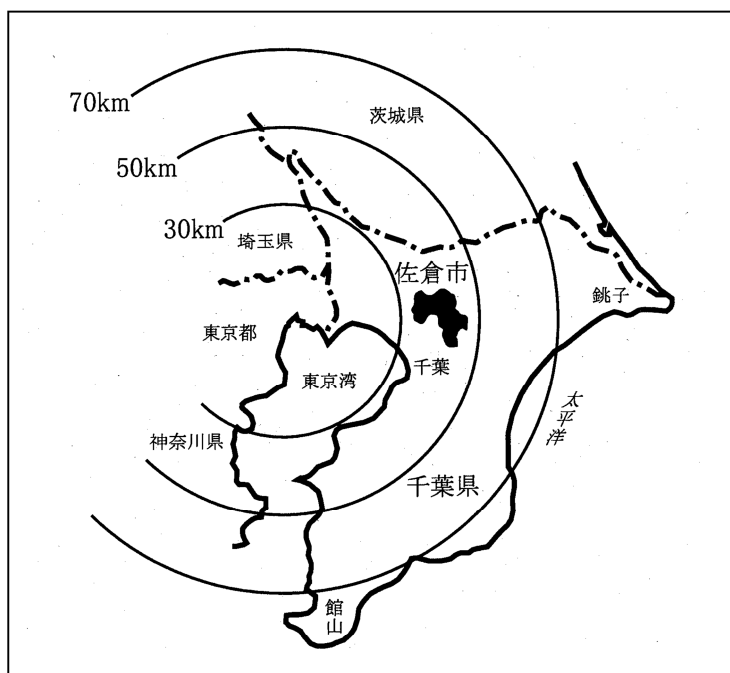


図 3 佐倉市の位置図

(交 通)

京成電鉄本線、JR 総武本線・成田線が市の東西を貫き、都心までおよそ 60 分、成田空港と千葉へはそれぞれ 20 分の距離にあります。また、市内には新交通システム(モノレール)によるユーカリが丘線が運行し、バス路線とともに各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。一方、道路は市の南部に東関東自動車道(高速道路)と、国道 51 号が走り、それぞれ東京と成田を結ぶほか、国道 296 号が市を横断する主要な生活道路となっています。

2.2.人口動態

本市は、都心まで通勤時間が一時間以内であることからベッドタウンとして宅地造成が進むなど、人口増加が続いてきました。現在もわずかながら増加を続けています。平成 23 年度末では、対前年人口増加率△0.1%、一世帯あたり人員は 2.5 人となっています。

表 1 人口の推移

各年度末人口

年度	世帯数	人口			対前年人口 増加率 (%)	一世帯 当り人員
		総数	男	女		
H4	49,684	155,328	77,137	78,191	2.7	3.1
H5	51,443	158,725	78,928	79,797	2.2	3.1
H6	53,374	162,604	80,895	81,709	2.4	3.0
H7	54,990	165,870	82,436	83,434	2.0	3.0
H8	56,495	168,849	83,903	84,946	1.8	3.0
H9	57,641	170,292	84,529	85,763	0.9	3.0
H10	59,244	172,181	85,414	86,767	1.1	2.9
H11	60,527	173,548	86,117	87,431	0.8	2.9
H12	61,338	174,078	86,420	87,658	0.3	2.8
H13	62,497	174,624	86,603	88,021	0.3	2.8
H14	63,456	175,033	86,787	88,246	0.2	2.8
H15	64,458	175,573	87,030	89,543	0.3	2.7
H16	65,153	175,118	86,669	88,449	△ 0.3	2.7
H17	66,133	174,984	86,494	88,490	△ 0.1	2.6
H18	67,252	175,126	86,509	88,617	0.1	2.6
H19	68,183	175,134	86,498	88,636	0.0	2.6
H20	69,282	175,601	86,648	88,953	0.3	2.5
H21	70,144	175,914	86,840	89,074	0.2	2.5
H22	71,010	176,169	87,020	89,149	0.1	2.5
H23	71,665	176,072	87,064	89,008	△ 0.1	2.5

資料：佐倉市情報システム課、「住民基本台帳人口」（外国人含まず）

（注）8ページ「4. ごみ処理の現状と課題」以降の人口には、外国人を含んだ数値を使用している。

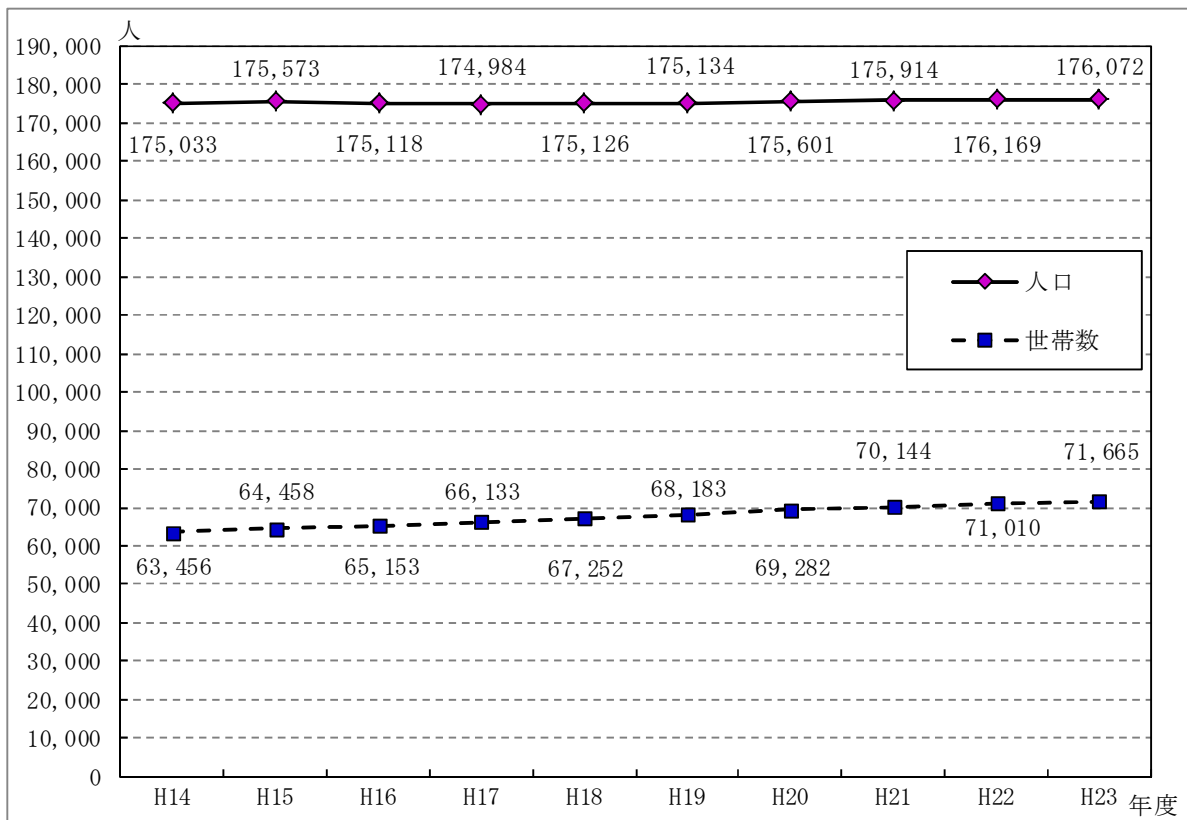


図 4 人口及び世帯数の推移

3.上位関連の計画

3.1.第4次佐倉市総合計画

本市ではこれまで、第3次基本構想に基づき各種の行政施策を進めてきたが、平成22年度に新たな総合計画である第4次佐倉市総合計画を策定しました。市民公募により決定された将来都市像、「歴史 自然 文化のまち」の実現に向けて様々な施策が示されました。

○基本構想

目標年次・目標人口 平成32年度、人口約17万人
将来都市像 「歴史 自然 文化のまち」

○基本計画

特に、本計画に関連した「快適な生活環境が保たれたまちにします」の項では以下の施策が策定されました。

基本計画 第2章 3 快適な生活環境が保たれたまちにします

○基本方針

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の計画的な処理を行うとともに、ごみの減量化・再資源化を推進し、また、不法投棄の防止と地域における環境美化活動の支援、公共の場における意識向上など、市民の生活環境を快適に保つ取り組みを行っていきます。

○施策

- 計画的な一般廃棄物処理を行います
「一般廃棄物処理基本計画」に基づく計画的な一般廃棄物の収集、処理
- ごみの減量化を図ります
ごみの減量化・再資源化を推進するための支援や啓発
 - ・資源回収団体活動の支援
 - ・生ごみ処理機の普及
- 不法投棄の防止を図ります
 - ・不法投棄防止の監視、指導の強化
 - ・地域の環境美化活動を支援

3.2.佐倉市環境基本計画

佐倉市環境基本計画は、佐倉市環境基本条例に基づく計画として「環境の保全及び創造に関する施策を長期的かつ総合的な視点に立って推進する」ために策定されました。（平成10年度策定）

○ 基本方針

印旛沼をめぐる私たちの暮らしを理解し
水と緑の付き合いかたをみんなで考えるまち

この基本方針のもとで目指すべき環境像は

まち全体の取り組みとして

- ◆ 田園の魅力と都市の魅力が調和したまち
- ◆ 環境づくりをみんなで進めるまち

環境要素ごとの取り組みとして

- ◆ 自然を守り育てるまち
- ◆ 環境への影響を自覚して暮らすまち
- ◆ 歴史と文化を知り、伝え、創り出すまち
- ◆ 人が生き、暮らしを楽しむまち

上記の環境像のうち、「環境への影響を自覚して暮らすまち」の項目で、**廃棄物の減量と再資源化の推進**が達成目標のひとつとして掲げられています。具体的な内容は以下のとおり。

○ 環境への負荷・影響を削減する枠組みづくり

- ・ 廃棄物などの処理・リサイクルの推進に係る指針の作成
- ・ 環境負荷低減のための実践ガイドラインの作成

○ 廃棄物の減量化

- ・ 地元商店街やスーパーとの協力による簡易包装資源ごみの回収の推進
- ・ 現在行われている買物袋持参運動の充実
- ・ 廃棄物減量等推進審議会を設置

○ 再利用・再資源化の推進（リサイクルの推進）

- ・ 生ごみの分別回収の徹底と堆肥（コンポスト）化、及びその市内農地への活用の推進
- ・ グリーンリサイクルの推進（公園樹、街路樹の剪定枝、落葉等のチップ化、堆肥化）など、緑の循環システムの構築
- ・ 市民主体による分別回収の推進と支援体制の整備
- ・ 建設副産物の有効活用の推進
- ・ フリーマーケットの開催、不要品交換情報の取り扱いなどの推進

○ 産業廃棄物の適正処理、処分の推進

- ・ 監視や通報の仕組みづくり
- ・ 残土条例に基づく市によるパトロールと規制の充実

○ ポイ捨て抑制対策の実施

- ・ クリーン推進員の選定による地域の環境美化の推進
- ・ ポイ捨て条例の検討による、駅周辺における環境美化取り組みの重点推進

○ **グリーン購入の推進**

- ・ 簡易包装などごみが出ない製品や処理時における環境負荷の少ない製品を選ぶグリーン購入を推進

○ **ごみ処理施設の整備に伴う環境配慮**

- ・ 自然環境や生活環境に対する負荷の少ない施設づくり
- ・ 資源化や廃熱の有効活用、公園緑地と組み合わせた複合施設としての活用の検討

4.ごみ処理の現状と課題

4.1.人口とごみ排出量

平成23年度末の人口は178,187人(外国人含む)、世帯数は71,665世帯(住民基本台帳)で、平成14年度末の人口176,692人(外国人含む)、世帯数63,456人と比べて、人口で1,495人(約0.8%)、世帯数では8,209世帯(約13%)の増加となっています。

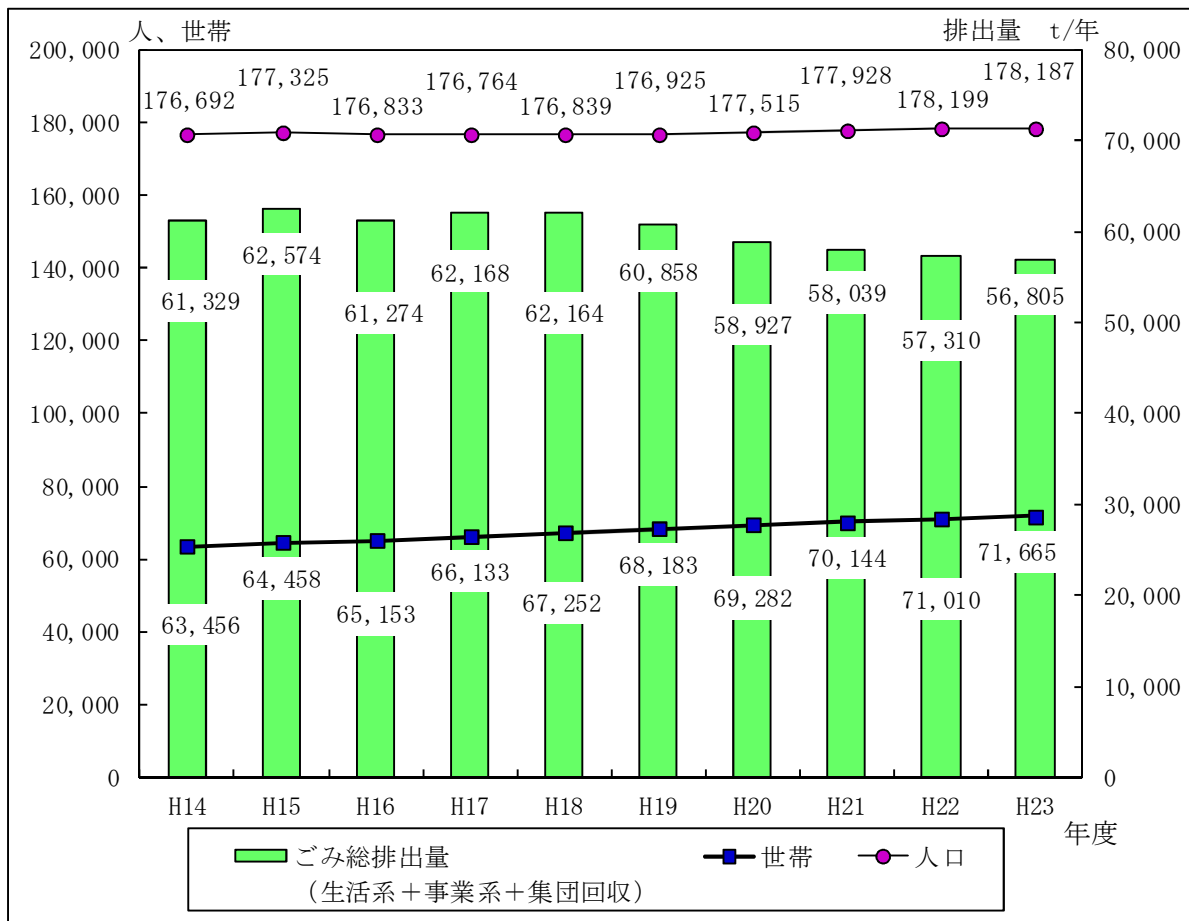
平成14年度からの一般廃棄物のごみ総排出量^{※1}は、平成15年度の62,574tが最も多く、平成18年度から23年度の5年間で5,359t(約9.4%、年間約1,072t)減少しています。

※1 ごみ総排出量=生活系^{※2}ごみ量+事業系^{※3}ごみ量+集団回収量^{※4}

※2 生活系=一般家庭の日常生活にともなって出る廃棄物

※3 事業系=会社・商店などの事業所から事業活動に伴って出る廃棄物で、産業廃棄物以外のもの

※4 集団回収=資源回収団体により回収された資源物



(注) 平成23年度には東日本大震災により多量の廃棄物が発生したが、市で把握可能な発生量(881t)について本データには含めていない。

(注) 人口には外国人を含んでいる。世帯数には外国人のみの世帯数は含んでいない(世帯数の把握ができないため)。

図5 ごみ排出量、人口、世帯の推移

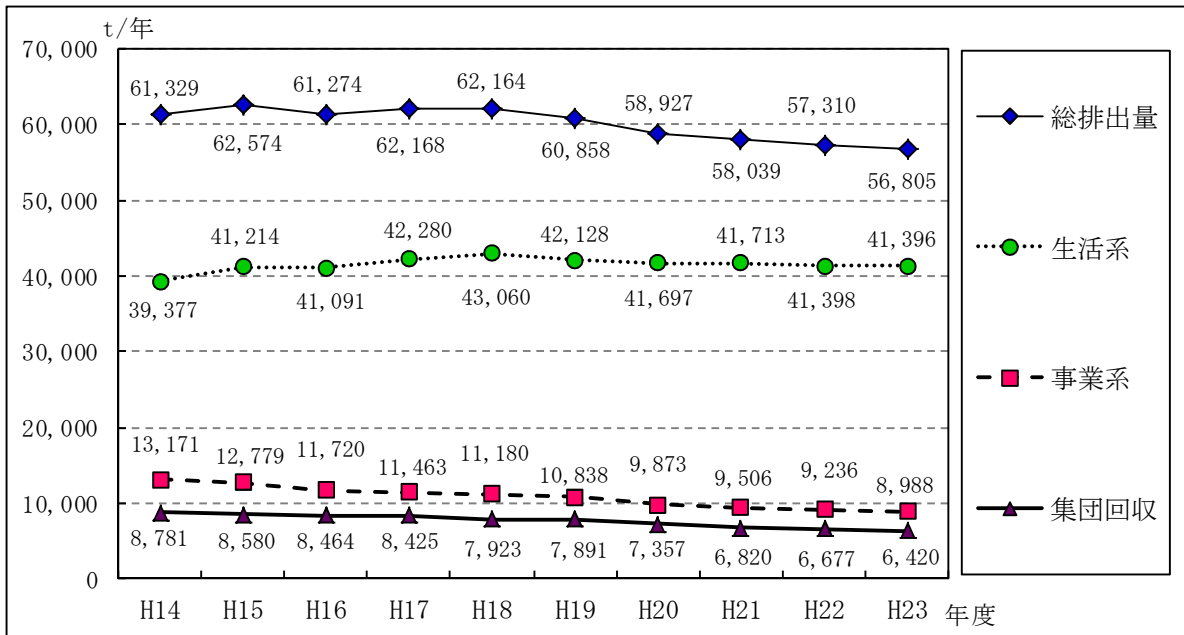


図 6 ごみ排出量の推移（生活系、事業系、集団回収）

4.2.生活系ごみ排出量の推移

生活系ごみの平成 14 年度の年間排出量は 39,377 t ですが、平成 18 年度には 43,060 t となり、3,683 t（年間平均約 921 t）の増加となっています。平成 18 年度からはわずかに減少していますが、平成 20 年度から 23 年度は、ほぼ横ばいで推移しています。

市民ひとりが 1 日に出すごみの量（生活系ごみ排出原単位）も平成 20 年度から横ばいで推移し、平成 23 年度は 636 g/人・日です。

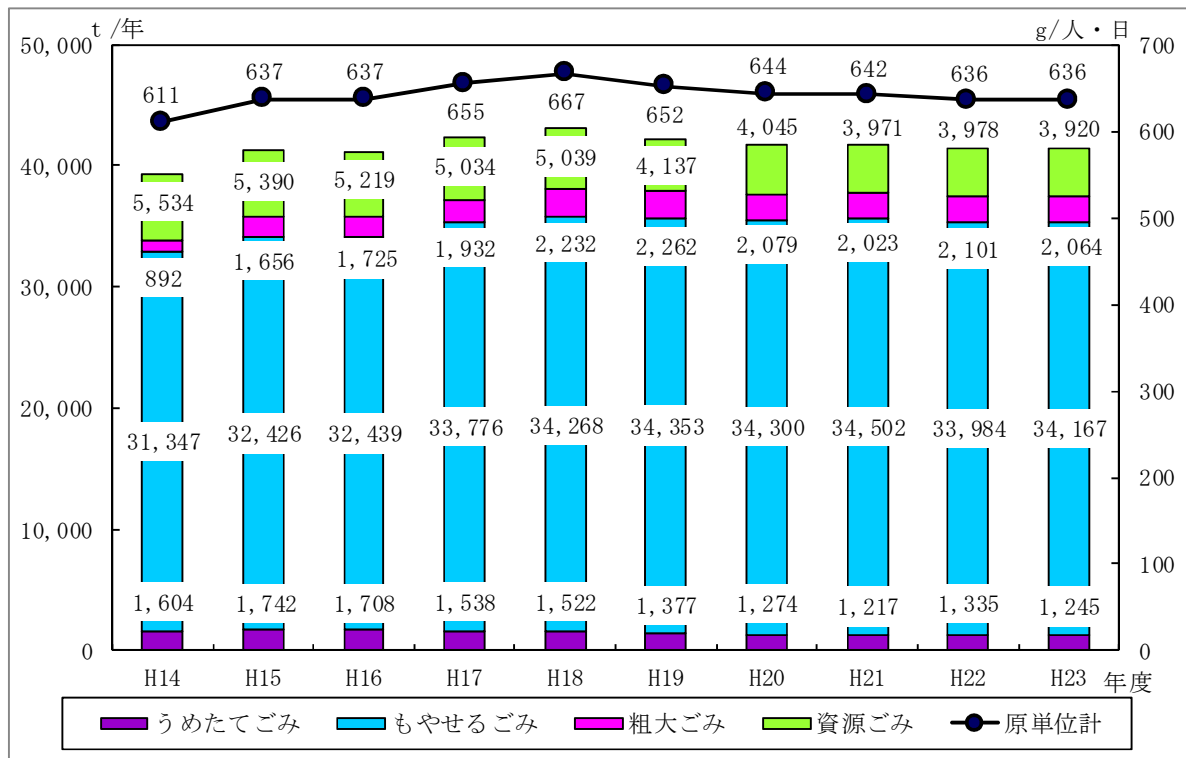


図 7 生活系ごみ排出量、原単位の推移

4.3.事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみは、平成14年度には13,171 tですが、平成23年度には、8,988 tとなり、4,183 t減少しています。

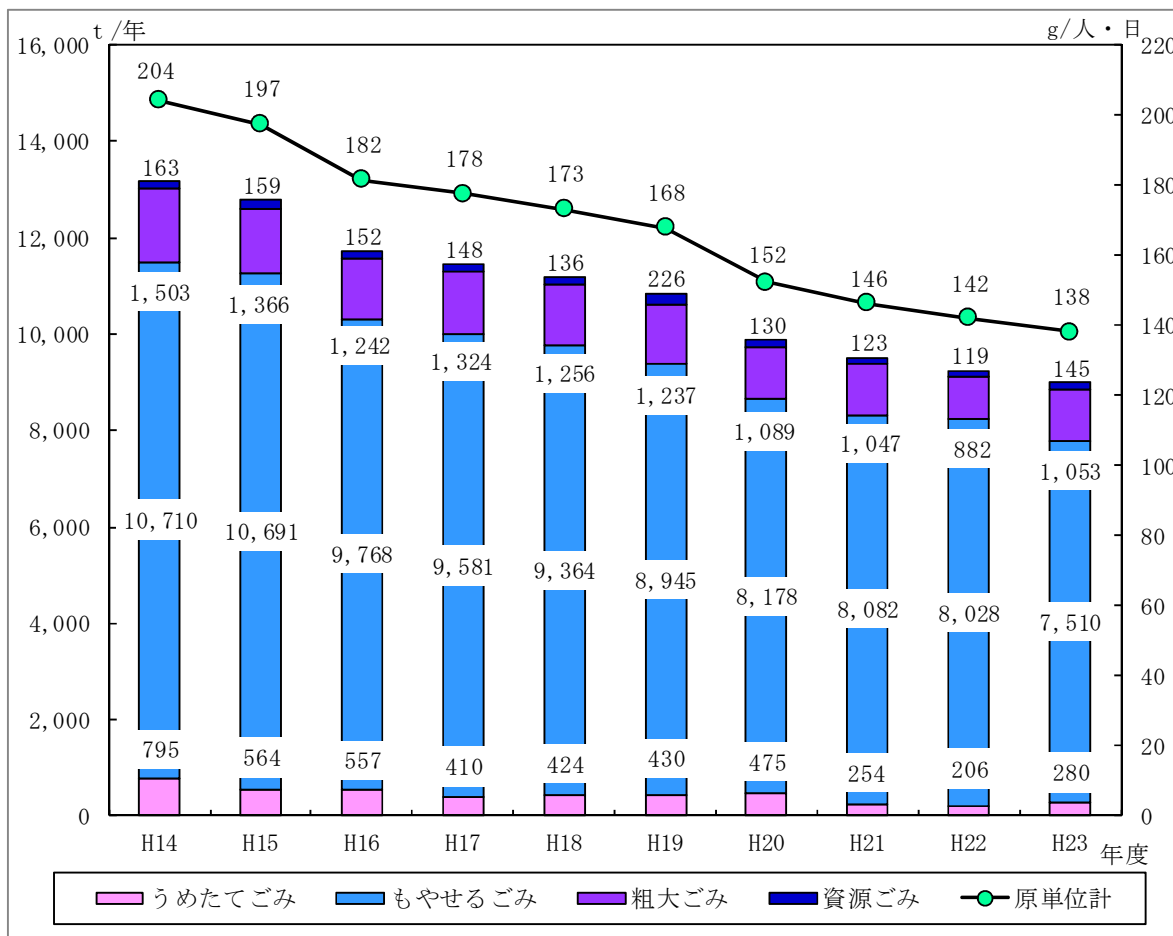


図 8 事業系ごみ排出量、原単位の推移

4.4. 集団回収量の推移

集団回収では、ビン、カン、古紙、古繊維が回収されています。平成14年度は、年間8,781tの資源が地域の活動により回収されましたが、平成23年度は6,420tと年々減少しています。内訳で見ると、カンはわずかながら増加していますが、ビン、古紙、古繊維は、回収量が減少しています。

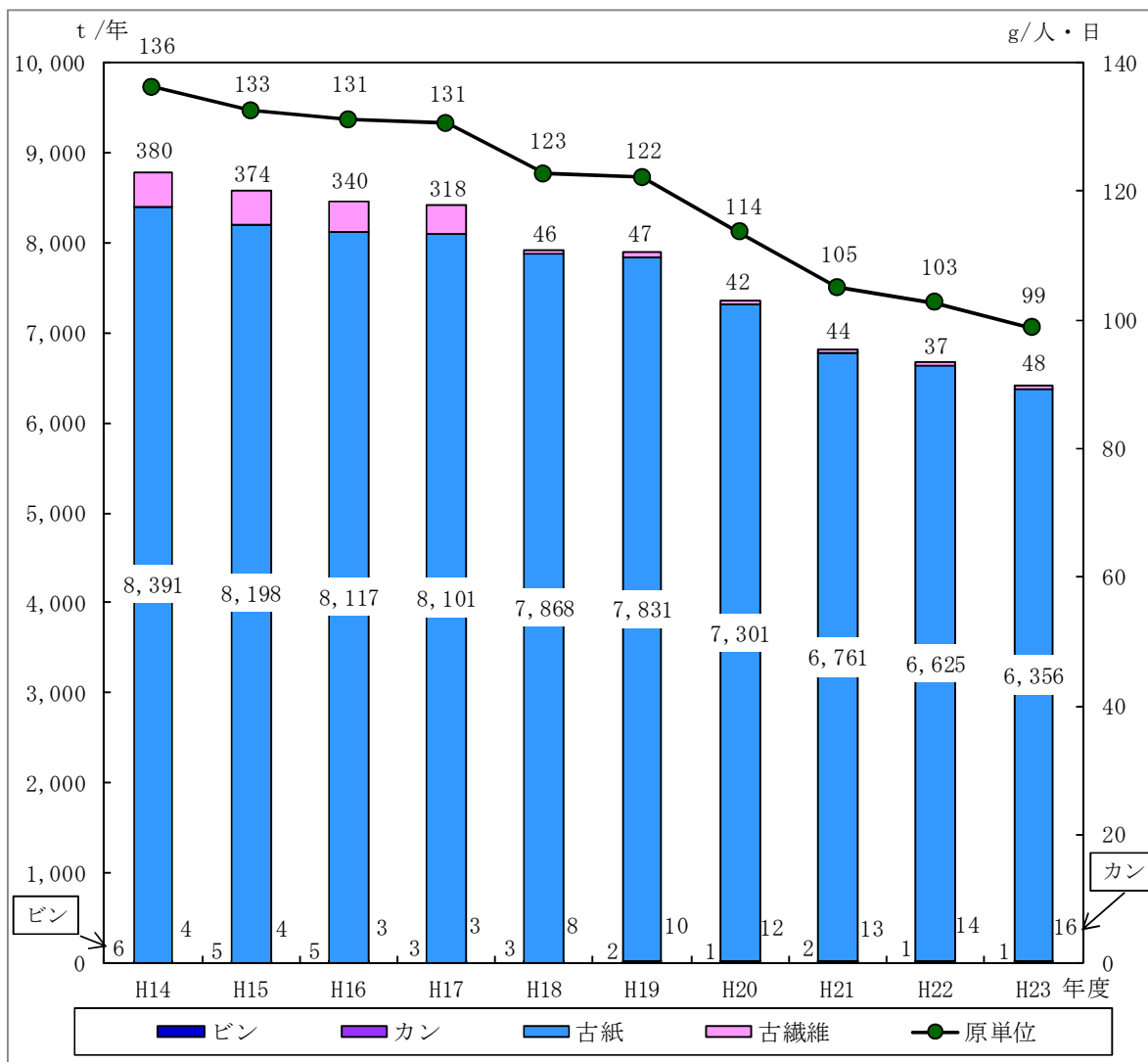


図9 集団回収 排出量、原単位の推移

4.5.1 人1日あたりの排出量（原単位）の推移

市民1人1日あたりのごみ排出原単位(集団回収を含まず)は、平成18年度は840g/人・日ですが、平成23年度には775g/人・日となり、5年間で65gの減少となっています。

平成22年度の県全体のごみ排出原単位(集団回収を含まず)は、977g/人・日で、本市は県と比較して199g下回っています。また、国の平成22年度のごみ排出原単位は976gで、国と比較しても198g下回っています。

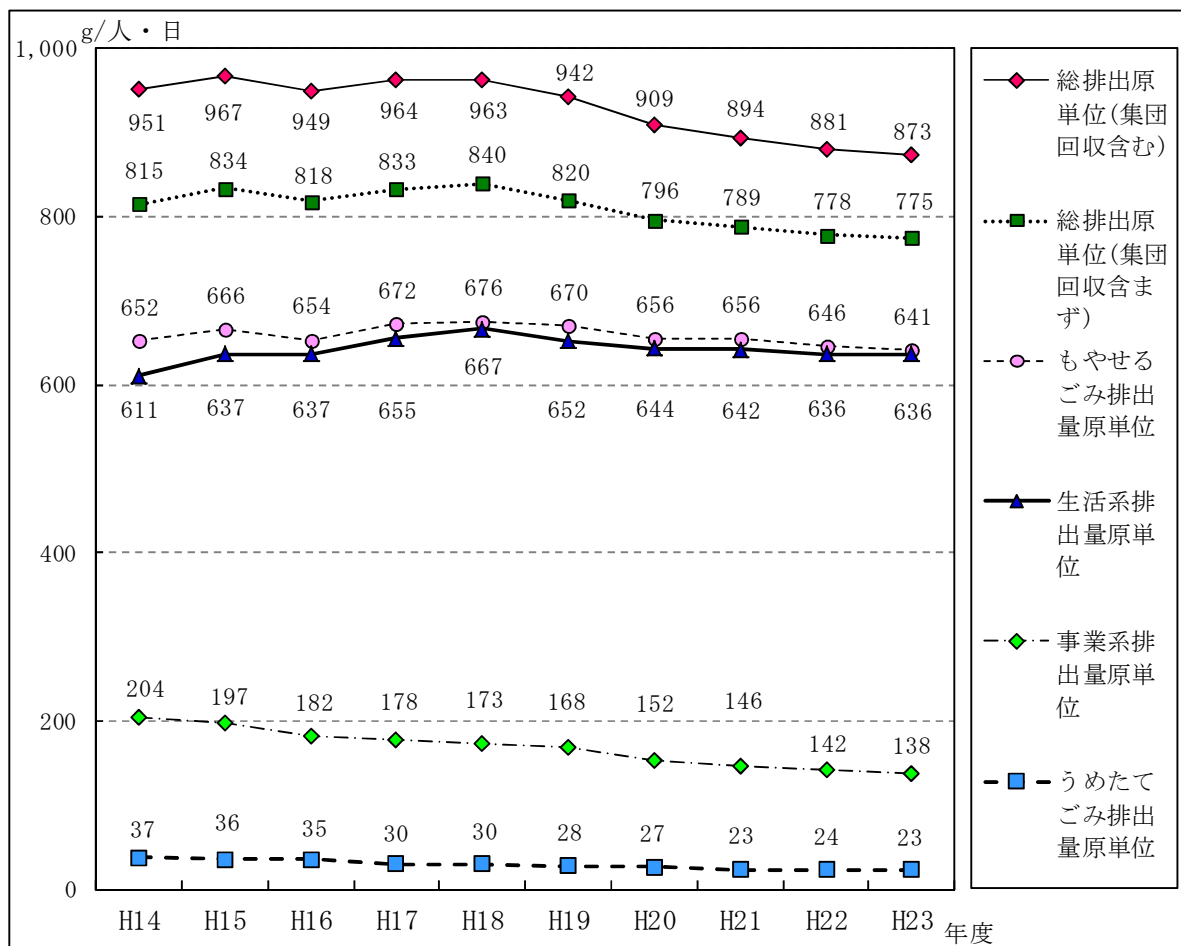


図 10 市民1人1日あたりの排出量（原単位）の推移

4.6. 収集・運搬・処理の現状

4.6.1. ごみ処理の流れ

もやせるごみ、うめたてごみ、粗大ごみ、ビン、カンは、酒々井リサイクル文化センター（佐倉市、酒々井町清掃組合）において、焼却、破碎、選別、埋立、再資源化を行っています。また、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトルは、民間の施設に中間処理を委託しています。その他、市が収集する廃乾電池、廃蛍光灯、廃食用油は、民間施設で再資源化しています。（参照 13 ページ 図 11）

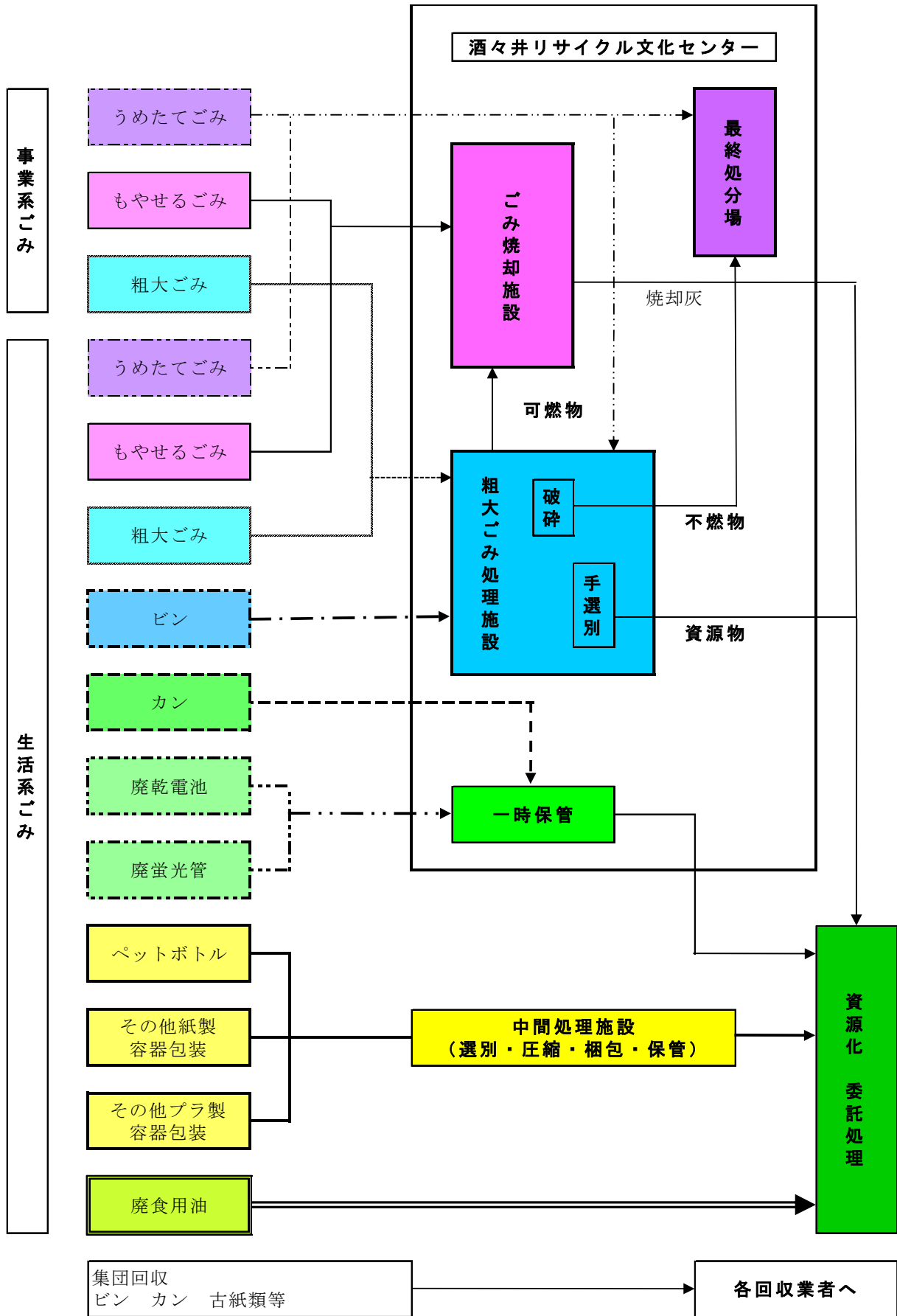


図 11 現在の主な処理フロー（生活系/事業系）平成23年度実績

4.6.2.収集・運搬の現状

本市では家庭からのごみ（もやせるごみ、うめたてごみ、粗大ごみ、カン、ビン、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトル）は委託による収集運搬となっています。事業系（一般廃棄物）ごみは、事業者の責任で適正処理することとなっています。その他、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬となります。

表 2 収集運搬の方法と運搬者（家庭ごみ）

種別	品目	収集日	方法	収集運搬者
家庭ごみ	もやせるごみ	毎週月・水・金曜日、集積所収集	委託	委託業者
	うめたてごみ	毎週木曜日、集積所収集		
	粗大ごみ	予約制による、有料戸別収集		
	カン	毎月第1・3・5火曜日、集積所収集		
	ビン	毎月第2・4火曜日、集積所収集		
	その他紙製容器包装	毎週火曜日、集積所収集		
	その他プラスチック製容器包装	毎週木曜日、集積所収集	直営	直営
	ペットボトル	店頭等による拠点回収		
	廃食用油	毎月第1木曜日、公共施設による拠点回収		
	廃乾電池	公共施設による拠点回収		
廃蛍光管	店頭・公共施設による拠点回収			

4.6.3.資源化と最終処分場の現状

ごみの焼却で発生する焼却残渣は、現在、酒々井リサイクル文化センター内の最終処分場の使用期間を延ばすため、民間の最終処分場へ埋立処分を委託しています。酒々井リサイクル文化センターの最終処分場へは、うめたてごみなどが埋立処分されています。

平成 23 年度に、酒々井リサイクル文化センター内の最終処分場に埋立処分されたごみの総量は 284 t です。表 3 に、ごみの品目ごとの処分先を示します。

表 3 資源化・最終処分の現状

種別	品目	資源化・最終処分先
家庭ごみ	もやせるごみ	熱回収による発電及び余剰電力の売却 焼却灰の資源化（スラグ化など）
	うめたてごみ	酒々井リサイクル文化センター 最終処分場（埋立処理）
	粗大ごみ	資源化 鉄・アルミ・カレット
	カン	
	ビン	
	その他紙製容器包装	資源化（容器包装リサイクル法 再商品化事業者）
	その他プラスチック製容器包装	
	ペットボトル	
	廃食用油	
	廃乾電池	資源化（民間 中間処理業者）
廃蛍光管		
事業系ごみ	一般廃棄物（可燃物）	熱回収による発電及び余剰電力の売却 焼却灰の資源化（スラグ化など）

4.6.4.最終処分量の推移

最終処分量は、平成 14 年度の 2,472 t から平成 23 年度には 284 t（うめたてごみと破碎選別処理の不燃物の合計）となり、大幅な減少となっています。

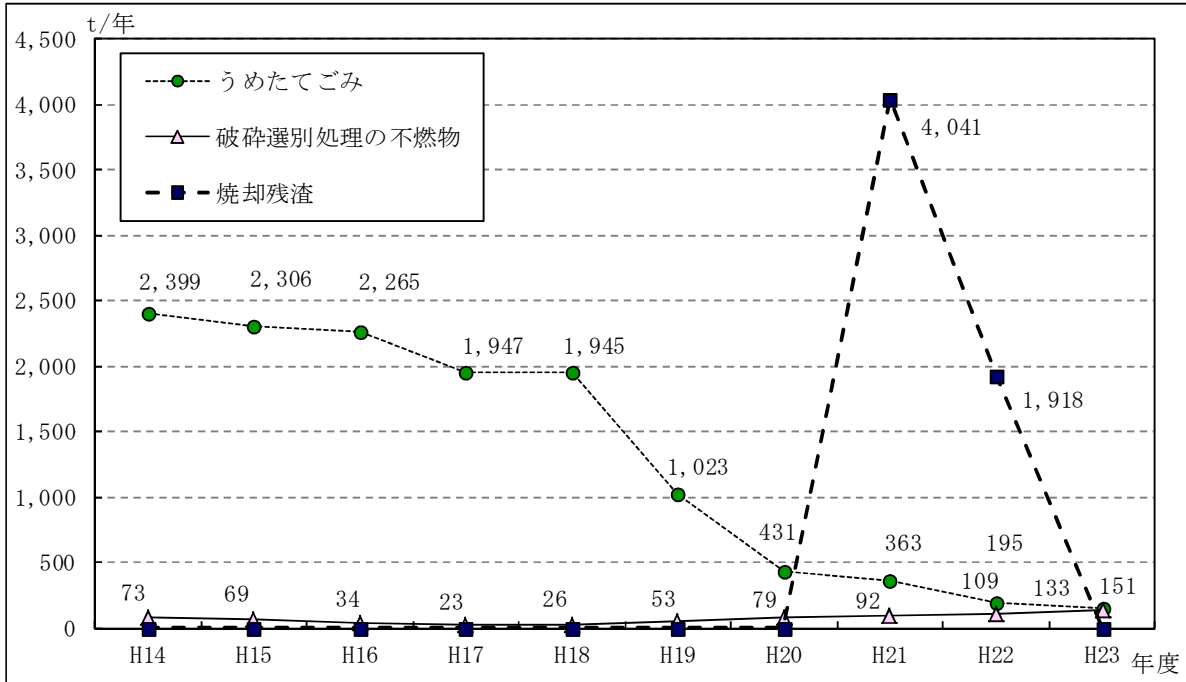


図 12 最終処分量の推移

4.6.5.リサイクル率

リサイクル率^{※1}は、平成 23 年度が 23.7%で、平成 14 年度の 29.4%と比較すると、5.7 ポイント減少しています。再資源化率^{※2}は、平成 23 年度が 14.0%で、平成 14 年度の 17.7%よりも 3.7 ポイント減少しています。

※1 リサイクル率 = (ごみからの再資源化量 + 集団回収量) ÷ (市の収集量 + 集団回収量)

※2 再資源化率 = ごみからの再資源化量 ÷ 市の収集量

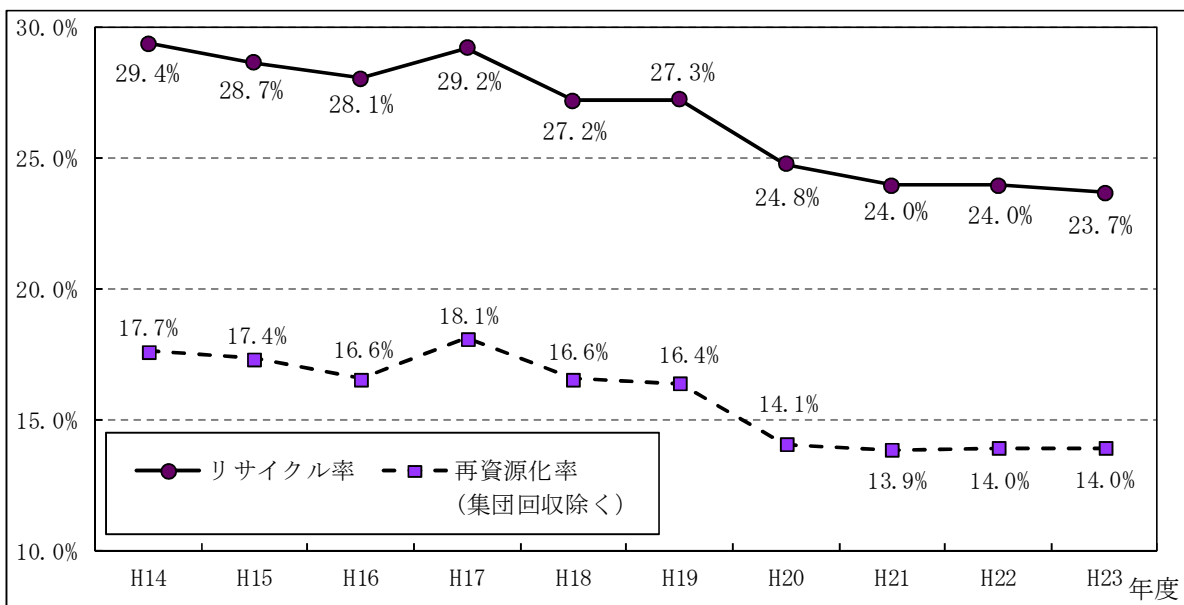


図 13 リサイクル率の推移

4.7.ごみ処理の課題

4.7.1.減量化についての課題

①ごみの排出抑制の促進

- ・平成13年度に導入した粗大ごみ有料戸別化により、14年度には家庭ごみを中心にごみの排出量が大幅に減少しましたが、15年度には若干増加傾向がみられます。そこで、市民一人ひとりが自らの生活様式を意識し、ごみの減量化・排出抑制に努めるような広報や啓発活動を今後も継続して実施する必要があります。
- ・事業者については、事業者自らによる減量化、再資源化の努力を計画的に進めるよう、減量計画書による指導強化や事業者独自の環境マネジメントシステムの導入などをさらに促進する必要があります。

②分別排出の周知徹底

- ・生活系ごみについては、粗大ごみ、うめたてごみ、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装の分別を中心にさらに分別排出の徹底を図るため、ごみ分別のリーフレットや広報などによるPRが必要です。
- ・事業系ごみについては、一般廃棄物と産業廃棄物の分別排出の徹底、再資源化の促進について、さらに啓発を進める必要があります。

③経済的手法の検討（ごみ処理手数料の徴収など）

- ・既に粗大ごみの有料戸別収集により、家庭ごみの一部有料化を実施していますが、ごみの排出抑制と減量化の意識啓発のため、さらに経済的手法の導入について検討する必要があります。

4.7.2.リサイクルについての課題

①再資源化による経費の増加

- ・ペットボトル、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、廃食用油等、分別、再資源化により一定の成果を得ている一方で、これにかかる収集運搬・中間処理の費用も増加しており、さらに経済的で合理的なリサイクルを進める必要があります。

②再資源化を促進する市民、事業者への積極的な働きかけ

- ・リサイクル関係法の改正などを考慮しながら、市民や事業者が自ら積極的に資源回収を進め、再資源化を促進できるよう具体的施策を展開する必要があります。また、学校、町内会や自治会などと連携した再資源化をさらに進める必要があります。

③小型家電リサイクル法への対応

- ・平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されました。「金属類・小型家電」の集積所収集に伴い、リサイクル処理の要である認定事業者の認定状況を見極めながら、佐倉市、酒々井町清掃組合とも連携し、金属資源の有効活用に向けて対応する必要があります。

4.7.3.ごみの適正かつ効率的な収集の推進についての課題

- ・ステーション回収方式と戸別回収方式の効果と合理性について、経済的手法の導入と併せて検討する必要があります。
- ・排出困難家庭への対応については、福祉施策との調整が必要です。
- ・医療系の感染性廃棄物について、県や医師会・病院側と連携し、在宅医療廃棄物も含めて、適正に回収・処理されるシステムが必要です。

- ・近年、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法が施行された中で、増加している不法投棄対策が必要です。

4.7.4.最終処分量の減量、埋立処分への配慮についての課題

- ・酒々井リサイクル文化センター内の最終処分場への最終処分量は、焼却灰の再資源化や残渣の処分を民間最終処分場へ委託することにより、埋立量を大幅に削減しました。しかし、うめたてごみについては、さらに、分別を徹底し、排出量を削減する必要があります。

4.7.5.酒々井町及び佐倉市、酒々井町清掃組合との連携

- ・複数の市町村による広域的視野に立った循環型社会の形成が求められていることから、今後も酒々井町及び佐倉市、酒々井町清掃組合との連携を図っていく必要があります。

4.7.6.その他の課題

- ・ごみ処理に関する市の減量化や再資源化施策については、市の広報紙、ホームページ、回覧等を通じて市民、事業者へ周知するとともに、施策の成果についてもPRを進め、さらに市民、事業者の理解と協力を得られるよう努める必要があります。

5.ごみ処理の将来像と基本方針

5.1.将来像

本市では、これまでと同様に減量化及び再資源化施策を積極的に実施していくとともに、分別品目が増えたことで膨らんでいるリサイクル経費の節減や、リサイクル市場などの経済情勢も見極めた対応が求められています。特に、再資源化においては、全てを市で収集・処理するのではなく、民間の事業者との役割分担も視野にいて取り組む必要があります。計画の目標設定にあたっては、このような社会経済情勢の変化に対応しつつ、市民1人あたりのごみ排出量を減らし、発生したごみは再び生産の現場へ還元する、資源循環型社会づくりを推進する観点からの設定が必要です。

計画推進のためには、町内会、自治会、任意団体、学校等との連携や協働を進め、それぞれの立場で知恵を出し合い、一人ひとりの生活様式の見直しを進めることが重要です。

以上を踏まえ、本計画ではごみ処理の基本方針のもと、環境への負荷の少ない資源循環型の水と緑に囲まれた、快適で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

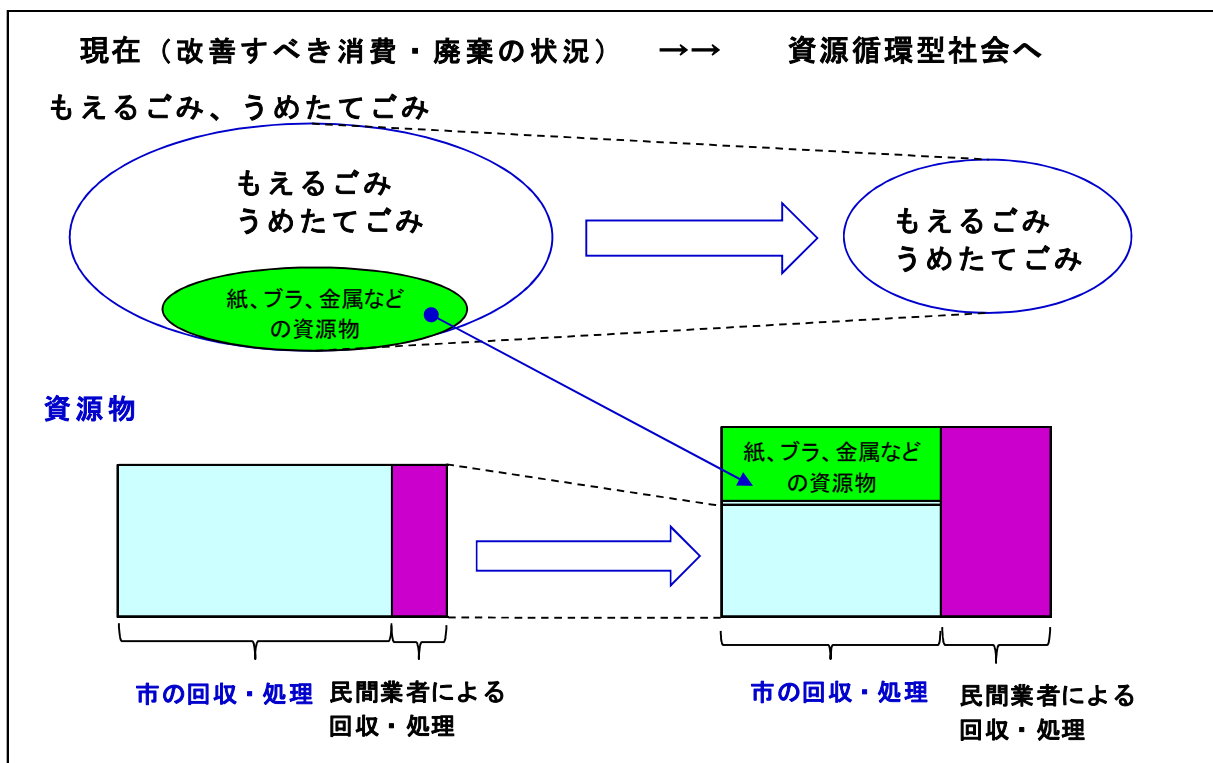


図 14 ごみの減量推進の全体概念

5.2.基本方針

【ごみ処理の基本方針】

1. ごみの発生・排出の抑制によるごみの減量化を進めます。

リサイクルするよりも先に、ごみとなるものを作らない、売らない、買わない、ごみを出さない暮らし方、働き方を広め、ごみの減量化に努めます。

2. 再使用・再生利用を推進します。

再使用、再生利用のための分別を適正に行い、資源のリサイクルに努め、もやせるごみ、うめたてごみの減量化を進めます。

3. ごみの適正かつ効率的な収集処理を進めます。

ごみの収集、処理にあたっては、再資源化に努めるとともに、環境に配慮した適正で効率的な収集処理を進めます。

4. 生活環境の衛生保持に努めます。

町内会、自治会、ボランティア、行政関係機関等との連携により、道路公園などの生活環境の美化に努めます。また、市民や地域、関係機関とも協力しながら、生活ごみの不法投棄や家庭における適正なごみの分別排出について啓発・指導します。

5. 目標実現のための体制を充実します。

多岐にわたるごみの課題を解決するため、市民、町内会、事業者、市等の立場を生かしつつ、できるところから連携し協働の取り組みを進めます。

特に、資源循環型社会に向けた生活様式づくりを進めるとともに、市民関係者と協力しながら、不法投棄などを防止し快適で住みよいまちづくりの体制づくりを進めます。また、ごみの収集、処理等にあたっては、**酒々井町及び佐倉市、酒々井町清掃組合**と引き続き連携を取りながら、計画の推進に向けて適正で効率的なごみ処理を進めます。

【減量化・再資源化の基本方針】

本市では、粗大ごみの有料化、容器包装リサイクル法の完全実施など、生活ごみの一部有料化や分別収集の推進により、ごみの排出抑制、再資源化に努めてきました。

今後も引き続きこれらの施策を推進することにより、もやせるごみ、うめたてごみの減量化、粗大ごみ、容器包装類等の再資源化を推進します。

市民に対しては、環境への負荷の少ない生活文化、ごみを発生、排出しない生活様式への転換について普及啓発に努め、ごみの発生抑制、排出抑制を推進します。

また、ごみの正しい分別の徹底、古紙類などの集団回収による取り組みを通じ、ごみとして排出しない努力を啓発していきます。

事業者に対しては、リサイクル関連法の見直しと併せて、循環型社会形成推進基本法における事業者の責務^{*}について理解と協力を求め、法的な義務はもちろんのこと、事業者独自の積極的な店頭回収やリサイクル事業への取り組みなどを推進し、事業者自らによるごみの減量化、再資源化の促進を図ります。

市は、必要な分別品目の調整を行うとともに、分別の徹底を進め、もやせるごみ、うめたてごみの減量化と再資源化に努めます。

また、市で分別収集する品目、市民の集団などで回収する品目、販売店やメーカーなどが直接回収する品目について、制度的な変更やリサイクル技術の動向などを考慮しながら、市の経済的・合理的な収集と、市民や事業者などの民間による適正回収について、それぞれの主体による役割分担を見直しつつ、再資源化、リサイクル事業を推進します。

さらに、市民や事業者による再資源化の活動については、資源循環の仕組みづくりを、町内会、自治会、民間事業者、ボランティア等と連携して推進します。

- ※循環型社会形成推進基本法における事業者の責務とは以下のとおり。
- ・循環資源を自らの責任で適正に処分する（排出者責任）
 - ・製品、容器等の設計の工夫、引き取り、適正な循環的利用など（拡大生産者責任）

5.3.ごみ排出量の目標

【目標人口】 172,710 人（平成 31 年度人口、外国人含む）

表 4 ごみ排出量の目標

指 標		平成23年度 実績	平成31年度 推計値・目標値
集団 回収 を 含 ま な い	排出原単位の推計値 g/人・日	—	763.1
	排出原単位の目標値 g/人・日	—	752.6
	実績 g/人・日	774.7	—
	減量目標 g/人・日	—	10.5
リサイクル率の推計値 %		—	23.0%
リサイクル率の目標値 %		—	23.8%
実績 %		23.7%	—
増加目標 %		—	0.8%

（注）推計値は、資源化、再資源化の値（参照28ページ表6）

集団回収を含まない排出原単位は、平成 31 年度の推計値は 763.1 g/人・日、目標値は 10.5 ポイント減量の 752.6 g/人・日に設定しました。

リサイクル率に関しては、平成 31 年度に 23.0%まで減少すると推計しました。そこで、ごみの収集運搬から処理にいたる全行程を見直すことで、0.8 ポイント増加を目指し 23.8%を目標値として設定しました。

5.4.市民・事業者・市の役割

「環境への負荷の少ない資源循環型の水と緑に囲まれた、快適で安心して暮らせるまちづくり」を実現するため、市民、事業者、市のそれぞれの役割を示します。それぞれが協力し、ごみを作らない、ごみを出さない、繰り返し利用するなど、ごみを活かすための工夫を重ね、ごみの減量、再資源化の促進に努めます。

役割と取り組み		
【市民】	発生、排出抑制を意識したライフスタイルを意識し、減量化や再資源化の推進	
	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 日常生活の見直し ② 購買行動の見直し ③ 簡易包装に協力する ④ ごみ減量化に適した商品の選択 ⑤ ごみを安易に出さない ⑥ 自らごみをリサイクルする ⑦ 分別排出のルールを守る </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ⑧ トレー、牛乳パック等の店頭回収に協力する ⑨ 資源回収業者や地域の集団回収に協力する ⑩ 日常生活に再生品の利用 ⑪ リサイクルショップ（リユース品）の利用 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ① 日常生活の見直し ② 購買行動の見直し ③ 簡易包装に協力する ④ ごみ減量化に適した商品の選択 ⑤ ごみを安易に出さない ⑥ 自らごみをリサイクルする ⑦ 分別排出のルールを守る
<ul style="list-style-type: none"> ① 日常生活の見直し ② 購買行動の見直し ③ 簡易包装に協力する ④ ごみ減量化に適した商品の選択 ⑤ ごみを安易に出さない ⑥ 自らごみをリサイクルする ⑦ 分別排出のルールを守る 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ トレー、牛乳パック等の店頭回収に協力する ⑨ 資源回収業者や地域の集団回収に協力する ⑩ 日常生活に再生品の利用 ⑪ リサイクルショップ（リユース品）の利用 	
【事業者】	環境に配慮した商品の提供や事業活動に伴い発生するごみの自己処理の推進	
	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ① ごみの減量化やリサイクルを考慮した製品の製造販売の促進 ② 簡易包装に積極的に取り組む ③ 顧客のごみ減量・リサイクル協力を誘導する販売システムを作る ④ オフィスでごみを出さないよう工夫する ⑤ 事務所内の分別排出ルールを定めて徹底する ⑥ 販売した商品の容器包装などをリサイクルするための店頭回収の推進 ⑦ ごみの減量化計画の策定 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 資源回収業者は、市民、事業者、行政との連携の強化 ⑨ 生ごみのコンポスト化に努める ⑩ 不用品交換会やフリーマーケット、集団回収等に積極的に協力する ⑪ 再生製品のOA用紙やトイレットペーパーなどの使用 ⑫ 再生資源を原料に利用し、製品くずの再生利用に努める ⑬ 資源回収業者を活用し、ごみの再資源化の推進 ⑭ 事業所内で環境学習、教育の実施 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ① ごみの減量化やリサイクルを考慮した製品の製造販売の促進 ② 簡易包装に積極的に取り組む ③ 顧客のごみ減量・リサイクル協力を誘導する販売システムを作る ④ オフィスでごみを出さないよう工夫する ⑤ 事務所内の分別排出ルールを定めて徹底する ⑥ 販売した商品の容器包装などをリサイクルするための店頭回収の推進 ⑦ ごみの減量化計画の策定
<ul style="list-style-type: none"> ① ごみの減量化やリサイクルを考慮した製品の製造販売の促進 ② 簡易包装に積極的に取り組む ③ 顧客のごみ減量・リサイクル協力を誘導する販売システムを作る ④ オフィスでごみを出さないよう工夫する ⑤ 事務所内の分別排出ルールを定めて徹底する ⑥ 販売した商品の容器包装などをリサイクルするための店頭回収の推進 ⑦ ごみの減量化計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 資源回収業者は、市民、事業者、行政との連携の強化 ⑨ 生ごみのコンポスト化に努める ⑩ 不用品交換会やフリーマーケット、集団回収等に積極的に協力する ⑪ 再生製品のOA用紙やトイレットペーパーなどの使用 ⑫ 再生資源を原料に利用し、製品くずの再生利用に努める ⑬ 資源回収業者を活用し、ごみの再資源化の推進 ⑭ 事業所内で環境学習、教育の実施 	
【行政】	ごみ減量化・発生抑制、再資源化の施策を、市民、事業者と一体となって実施	
	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 集団回収などへの支援 ② 店頭回収、メーカー回収等の推進 ③ 生ごみなどの減量化の推進 ④ 買い物袋持参運動の推進 ⑤ ごみの排出抑制の促進 ⑥ 家庭ごみの減量化について、経済的手法の導入の検討 ⑦ 各種イベントなどへの参加と啓発活動の実施 ⑧ ごみの分別排出の徹底 ⑨ 資源ごみの分別収集の促進 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ⑩ ごみの広報活動の実施 ⑪ リサイクル教育の実施 ⑫ 包装の適正化の促進 ⑬ 多量排出事業者に対し減量化の指導 ⑭ 事業者の環境計画、環境マネジメントシステムへの取り組みの推進 ⑮ ごみの分別、排出の広報啓発及び再資源化の推進 ⑯ 市が率先して、ごみの減量、分別、再資源化の実施 ⑰ リユースの促進を図る方策の検討 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ① 集団回収などへの支援 ② 店頭回収、メーカー回収等の推進 ③ 生ごみなどの減量化の推進 ④ 買い物袋持参運動の推進 ⑤ ごみの排出抑制の促進 ⑥ 家庭ごみの減量化について、経済的手法の導入の検討 ⑦ 各種イベントなどへの参加と啓発活動の実施 ⑧ ごみの分別排出の徹底 ⑨ 資源ごみの分別収集の促進
<ul style="list-style-type: none"> ① 集団回収などへの支援 ② 店頭回収、メーカー回収等の推進 ③ 生ごみなどの減量化の推進 ④ 買い物袋持参運動の推進 ⑤ ごみの排出抑制の促進 ⑥ 家庭ごみの減量化について、経済的手法の導入の検討 ⑦ 各種イベントなどへの参加と啓発活動の実施 ⑧ ごみの分別排出の徹底 ⑨ 資源ごみの分別収集の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ⑩ ごみの広報活動の実施 ⑪ リサイクル教育の実施 ⑫ 包装の適正化の促進 ⑬ 多量排出事業者に対し減量化の指導 ⑭ 事業者の環境計画、環境マネジメントシステムへの取り組みの推進 ⑮ ごみの分別、排出の広報啓発及び再資源化の推進 ⑯ 市が率先して、ごみの減量、分別、再資源化の実施 ⑰ リユースの促進を図る方策の検討 	

6.ごみの排出予測

ごみ排出予測の流れは、1人1日のごみ排出量（単位 g/人・日）を、過去の推移に基づいて平成31年度まで推計し、将来人口推計値を掛け合わせて年間の排出量を算出する方法をとりました。

排出量の推計期間は、目標年次の平成31年度までとします。

ごみの排出実績の推移



1人1日のごみ排出原単位(g/人・日)の推計

- ① 総排出原単位の推計
- ② 集団回収の原単位の推計
- ③ 事業系ごみ原単位の推計
- ④ 生活系ごみ原単位の推計



ごみ発生量の将来推計 (t/年)

人口の推移



将来人口の推計値

*

6.1.将来人口の推計

一般廃棄物処理基本計画では、計画の基礎となるごみの総量と市民1人あたりのごみ排出原単位を算出する必要があるため、将来の人口推計値を求めます。

本市の将来人口について市の基本構想・基本計画では、平成31年度に172,710人と推計されています。

表 5 既存の人口推計値

計画等の種類	推計人口、想定人口	推計方法、推計の考え方
①第4次佐倉市総合計画 平成22年度策定 企画政策部企画政策課	平成32年度推計人口 171,665人	平成20年度に実施した「佐倉市総合計画策定基礎調査報告書」において推計した人口に、平成22年度における数値を推計値から実績値に修正し、外国人登録者を加算して推計したところ、本市の総人口は、平成32年には約6千人減少する見通しとなっています。(P20)
②佐倉市都市マスタープラン 平成22年度策定 都市部都市計画課	将来人口 目標年次 H42年度 15万人	H17年の国勢調査の実績値に基づく人口推計によれば、佐倉市の人口は、今後、減少に向かうものと予測される。H42年の人口は、15.0万人(H2年～H7年(15年前)と同規模)に減少する見込みである。
③日本の市区町村別将来推計人口 2008年の年齢別人口データを平成20年12月に推計 国立社会保障・人口問題研究所	2005 (H17) 171,246 2010 (H22) 170,535 2015 (H27) 168,151 2020 (H32) 163,980 2025 (H37) 157,911 2030 (H42) 150,175 2035 (H47) 141,289	推計はおもにコーホート要因法を用いた。この方法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を推計する方法であり、平成17(2005)年までの実績値をもとにして推計を行った。

表5の参考推計値と平成14年度から平成23年度の人口の実績、実績を基にした将来推計値を、図15の人口推計の検討図にまとめて表示します。

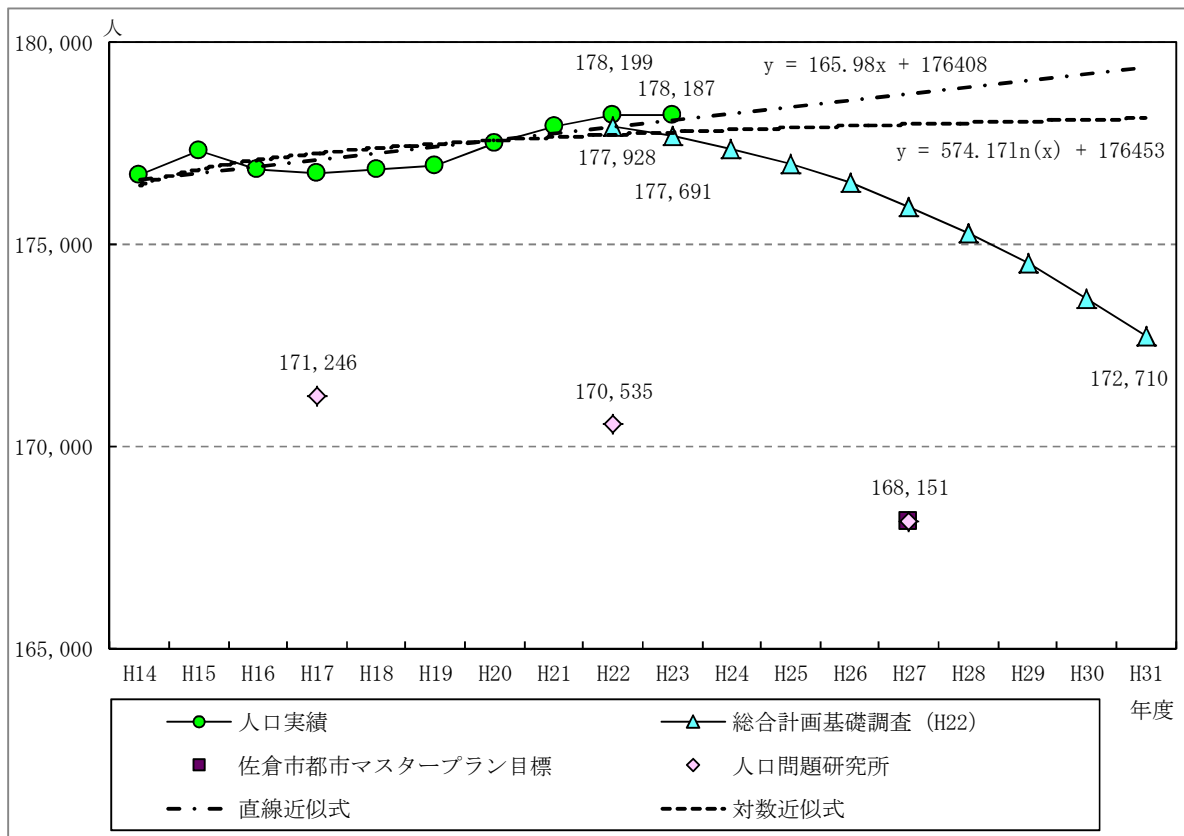


図 15 人口推計の検討図

《人口推計のまとめ》

将来人口推計に当たっては、23ページ図15の人口推計値を検討した結果、「総合計画基礎調査」の推計値を採用します。

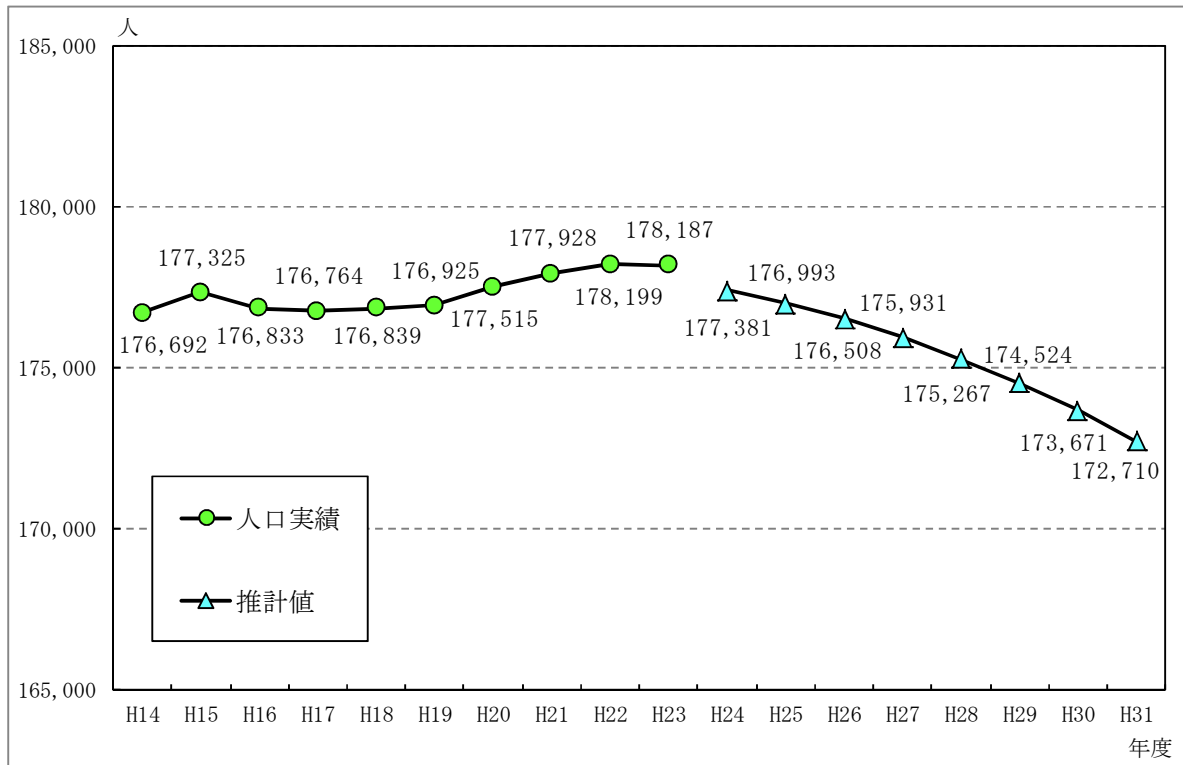


図 16 将来人口の推計結果

6.2.減量化、再資源化前の排出予測

過去10年間のごみの排出実績をもとに、現状の施策をそのまま継続したと想定した場合の推計値を示します。

6.2.1.総排出原単位の推計

集団回収を含むごみ総排出量の原単位（単位：g/人・日）について、過去からの推移をもとに4種類の推計式を設定しました。

本市のごみ排出原単位（1人1日ごみ排出量、単位 g/人・日）は、平成17年度から減少傾向となります。

そこで、グラフに示したようなトレンド推計法を基本として、いくつかの推計式を使って将来の総排出原単位の推移について検討を行い、その結果、緩やかな減少傾向を示す対数近似式で求めた値に平成23年度の実績との差を修正した数値を採用しました。

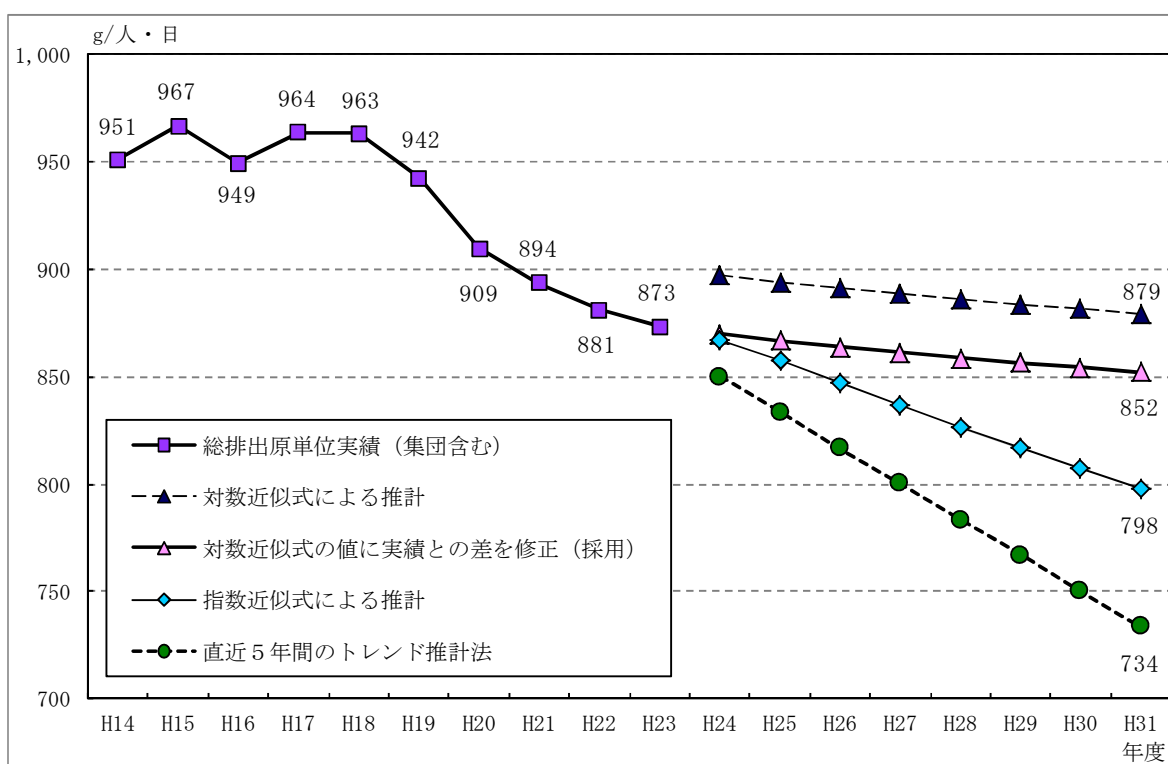


図 17 総排出原単位の推計 (集団回収含む)

6.2.2. 集団回収の原単位の推計

集団回収の原単位推計については、図 18 のグラフの推計式について検討しました。

平成 17 年度から 18 年度と平成 19 年度から 21 年度までは大きく減少していますが、その後は緩やかな減少となっていることから、近似式の中で緩やかな減少傾向を示す対数近似式で求めた値に平成 23 年度の実績との差を修正した数値を採用しました。

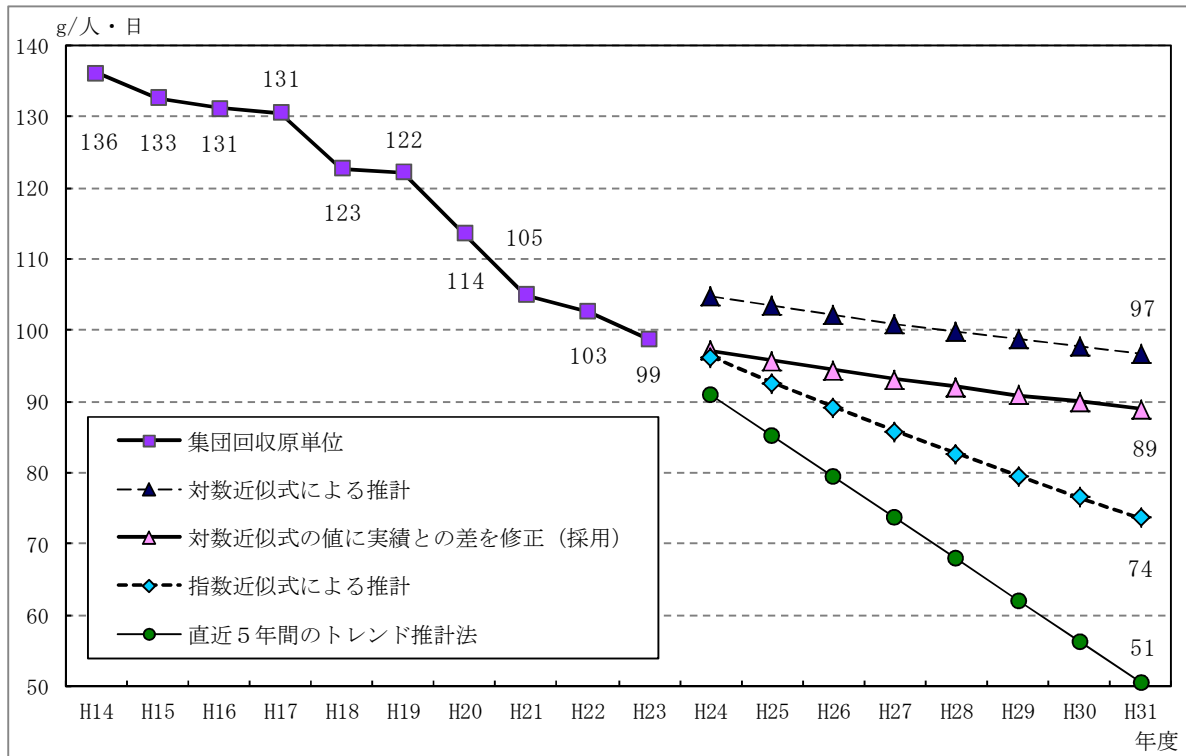


図 18 集団回収量の原単位の推計

6.2.3.事業系ごみ原単位の推計

事業系ごみも集団回収と同様、過去 10 年分の推移をみると減少傾向です。過去 5 年間のトレンド推計法では減少傾向が強すぎるため、過去 10 年間の実績による近似式のうち、より緩やかな傾きを示す対数近似式で求めた値に平成 23 年度の実績との差を修正した数値を採用しました。

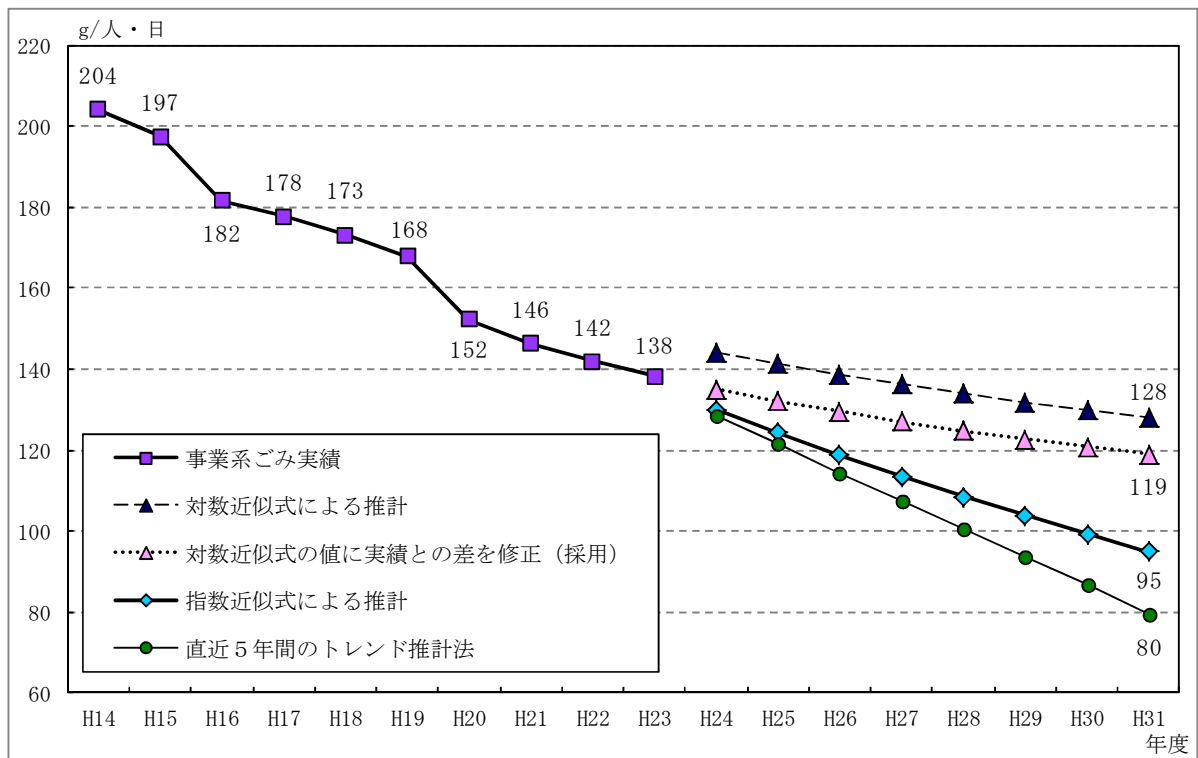


図 19 事業系ごみ原単位の推計

6.2.4.推計結果（減量化、再資源化前の推計）

表6に現状の施策をそのまま継続したと想定した場合の推計結果を示します。

総排出量原単位、集団回収原単位、事業系ごみ原単位の推計結果を基礎に、生活系ごみの排出原単位の推計値を算出しました。

(生活系ごみ排出原単位＝総排出量原単位－集団回収原単位－事業系ごみ原単位)

生活系ごみや事業系ごみの原単位としてのうめたてごみ、もやせるごみ、粗大ごみ等の原単位推計については、平成23年度の実績から個々の原単位割合を求め、生活系ごみや事業系ごみの将来原単位に23年度の個々の原単位割合を掛けて算出しました。

ごみの年間排出量(t/年)は、以下の式で算出されます。

$$\text{年間排出量(t/年)} = \text{将来人口} \times \text{原単位(g/人・日)} \times 365 \text{日} \div 1,000,000$$

表6 ごみ排出予測（減量化、再資源化前の推計）の結果

市民1人当たり1日排出量（原単位）の推計結果

単位：g/人・日

区分		平成23年度 実績	平成31年度 推計値
人口、人口推計値		178,187人	172,710人
原 単 位	総排出原単位（集団回収含む）	873.4	852.1
	総排出原単位（集団回収含まず）	774.7	763.1
	生活系排出原単位	636.5	644.1
	事業系排出原単位	138.2	119.0
	集団回収原単位	98.7	89.0

年間排出量の推計結果

単位：t/年

区分		平成23年度 実績	平成31年度 推計値
年 間 排 出 量	総排出原単位（集団回収含む）	56,804.8	53,717.0
	総排出原単位（集団回収含まず）	50,384.3	48,105.3
	生活系排出原単位	41,396.4	40,601.6
	事業系排出原単位	8,987.9	7,503.7
	集団回収原単位	6,420.5	5,611.7

(注) 表中、小数点以下第2位を四捨五入してあるため、総数と内訳が一致しない場合がある。

6.3.減量化、再資源化促進後の排出予測

本市では、一世帯当たりの人口が減少する傾向にあり、このことは1人1日あたりのごみの発生量を増加させる要因とも考えられます。しかし、今後とも市民・事業者とともに、ごみの排出抑制や再資源化施策を積極的に進めて減量化に努めることとし、ごみの排出見込みを推計して施策の目標とします。

【減量化、再資源化促進後の排出予測と目標設定の考え方】

表7にごみの排出抑制や再資源化施策の効果を次のように見込んで、前項の推計方法と同様に推計した結果を示します。

- (1) 人口推計値は、減量化、再資源化前と同じ人口推計値を用います。
- (2) 総排出原単位は、前述6.2.「減量化、再資源化前」の推計では、平成31年には852.1g/人・日に減少すると推定しました。ごみの排出抑制や再資源化施策を積極的に進めることを前提とするこの推計では、さらに減少するレベルを設定しました。
- (3) 集団回収の原単位は、平成13年度から減少傾向にありますが、市民の協力による集団回収量の増加を期待し、減少幅が小さくなるように設定しました。
- (4) 事業系ごみの原単位も集団回収と同様に、事業者が今後も排出量の削減に努力することを期待し、さらに減少するレベルを設定しました。

表7 ごみ排出予測（減量化、再資源化後の推計）の結果

市民1人当たり1日排出量（原単位）の推計結果

単位：g/人・日

区分		平成23年度 実績	平成31年度 推計値
人口、人口推計値		178,187人	172,710人
原 単 位	総排出原単位（集団回収含む）	873.4	842.5
	総排出原単位（集団回収含まず）	774.7	752.6
	生活系排出原単位	636.5	635.4
	事業系排出原単位	138.2	117.1
	集団回収原単位	98.7	90.0

年間排出量の推計結果

単位：t/年

区分		平成23年度 実績	平成31年度 推計値
年 間 排 出 量	総排出原単位（集団回収含む）	56,804.8	53,113.3
	総排出原単位（集団回収含まず）	50,384.3	47,440.4
	生活系排出原単位	41,396.4	40,057.5
	事業系排出原単位	8,987.9	7,382.9
	集団回収原単位	6,420.5	5,672.9

（注）表中、小数点以下第2位を四捨五入してあるため、総数と内訳が一致しない場合がある。

6.4.実績推移と将来予測

29 ページ表 7 の実績値及び推計値の推移を、平成 14 年度から 31 年度までグラフにて示します。

■減量化、再資源化促進後の将来予測 市民 1 人 1 日あたりの排出量（原単位）

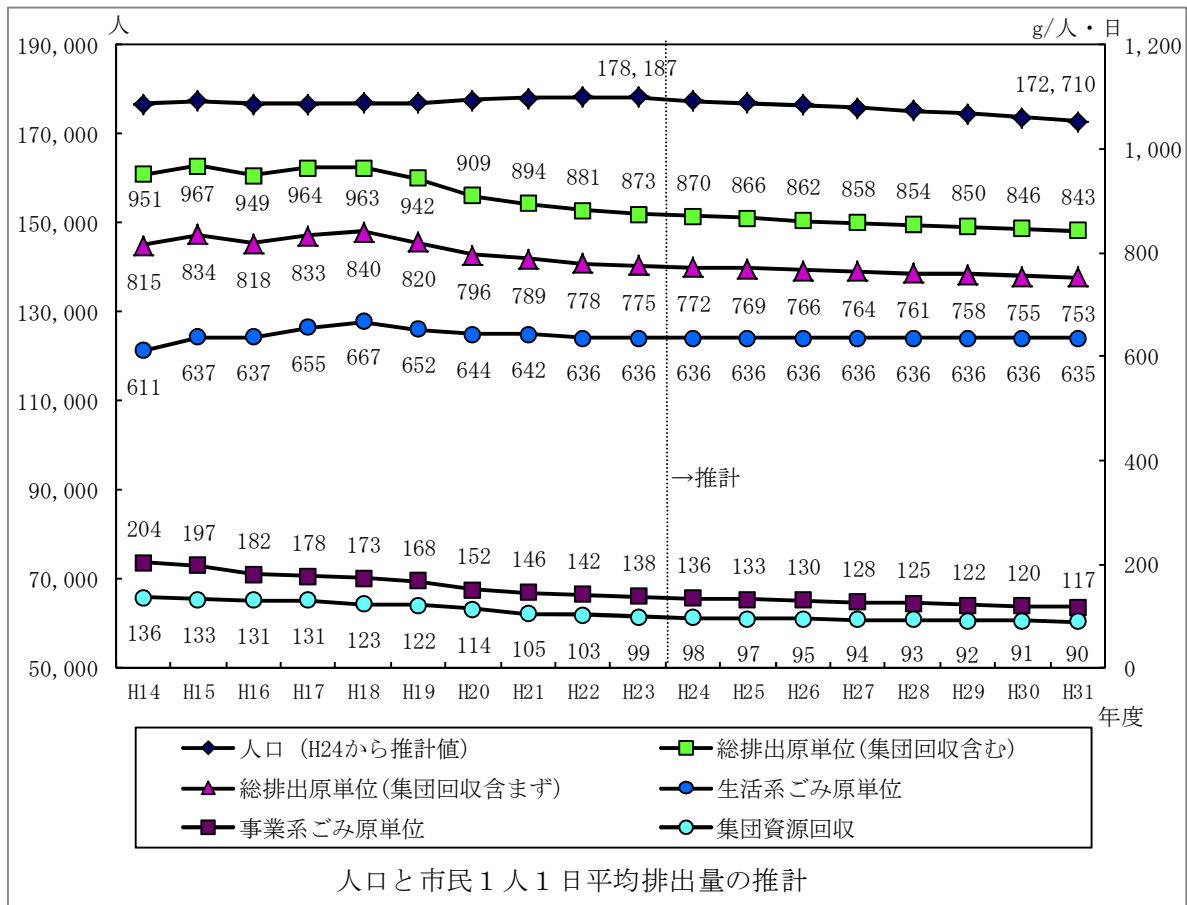
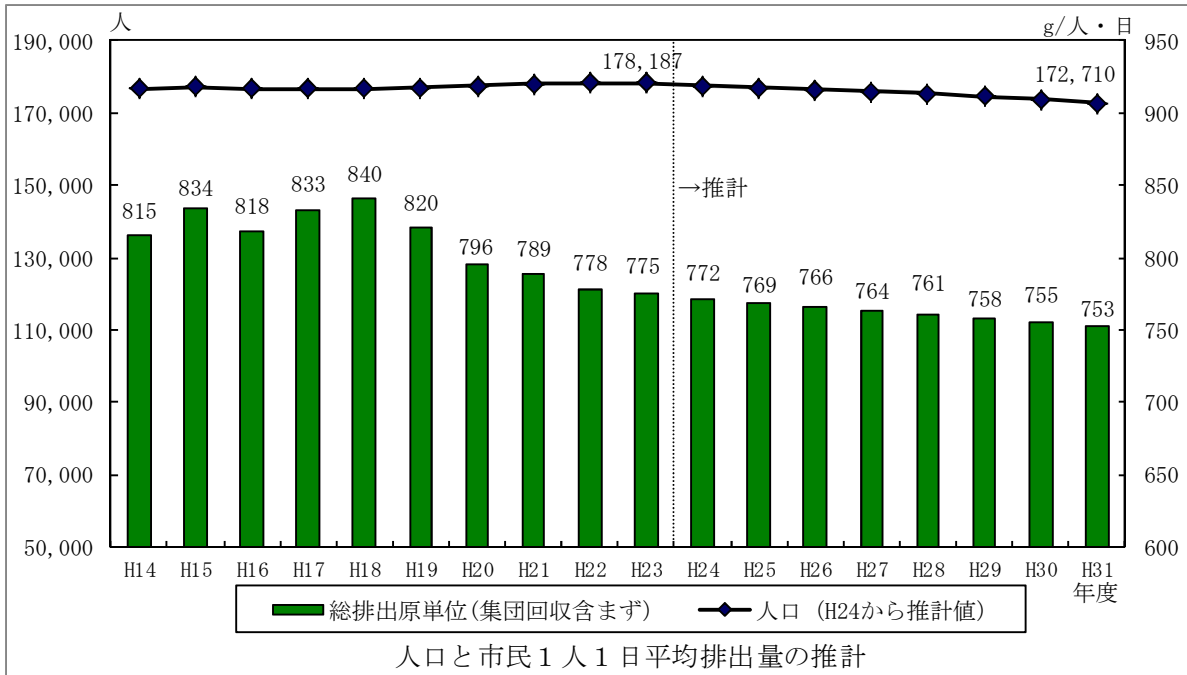


図 20 将来予測、年間排出原単位の目標

■減量化、再資源化促進後の将来予測 年間排出量

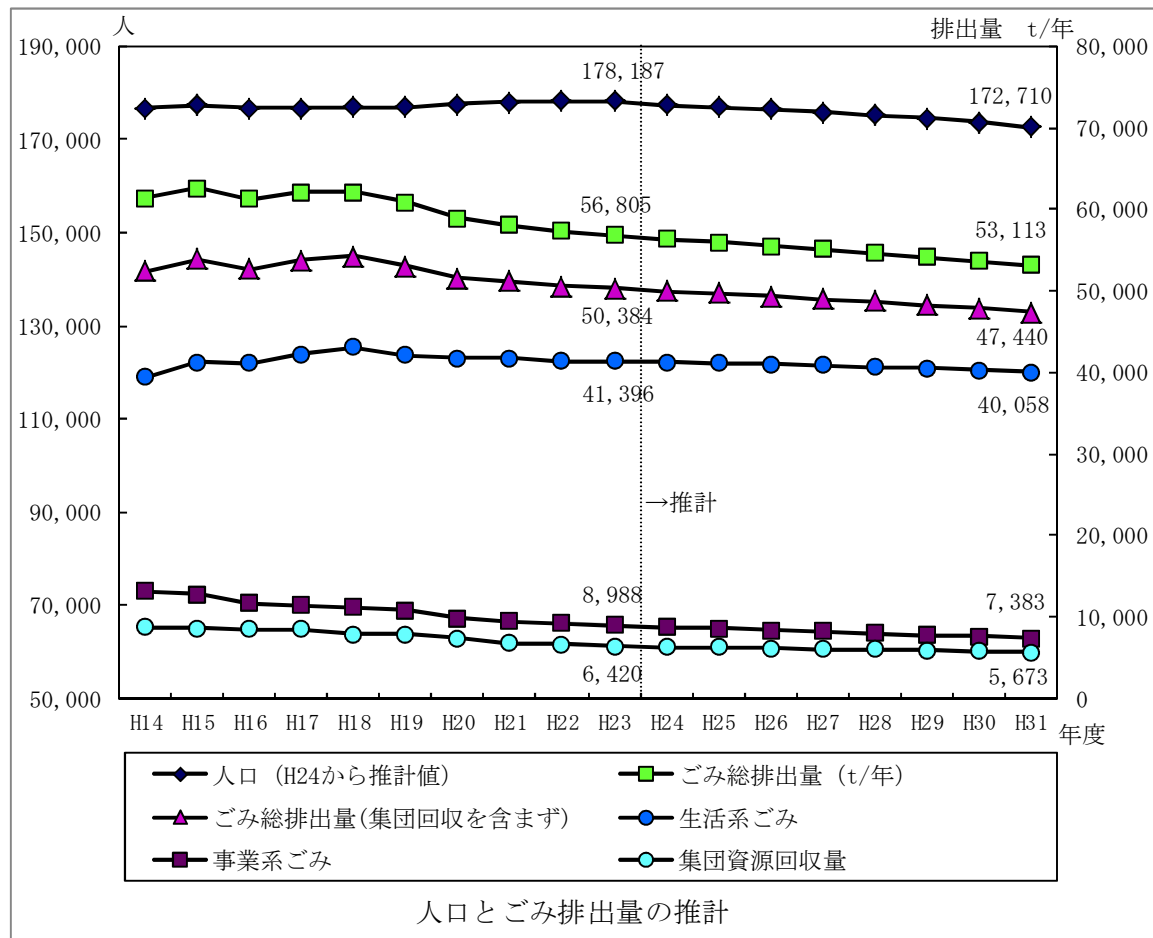
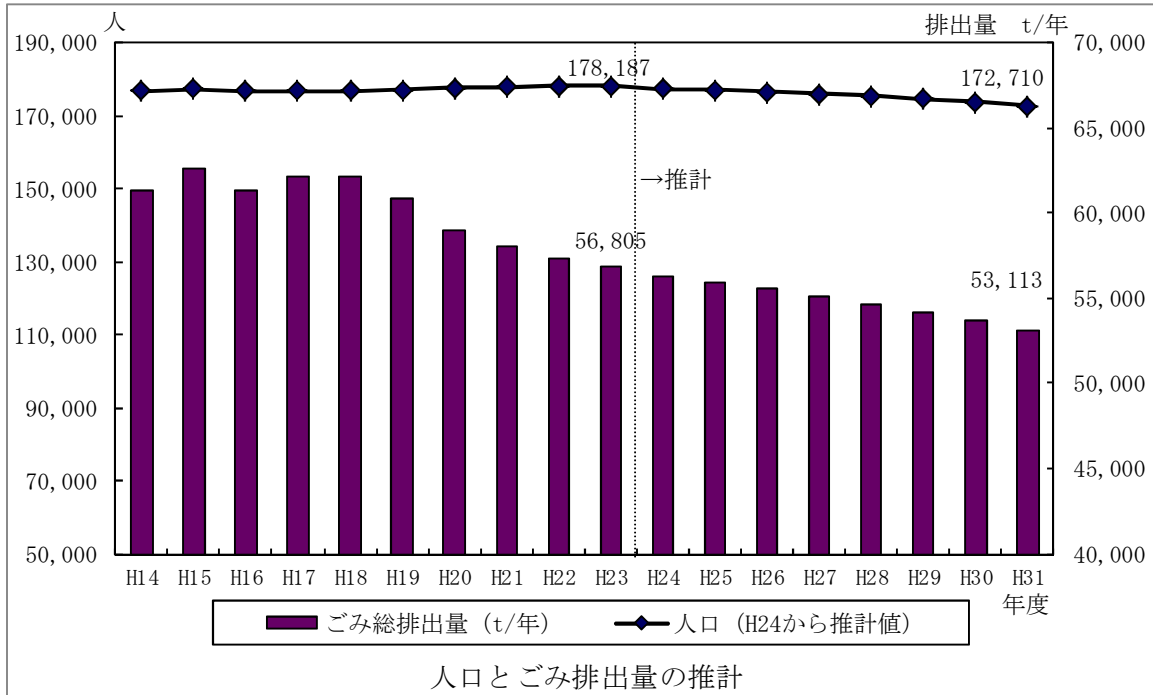


図 21 将来予測、年間排出量の目標

7.実現のための具体的施策

7.1.ごみの減量化、再資源化計画

7.1.1.生活系ごみの減量化、再資源化計画

■基本的方針

- 長期的に環境への負荷の少ない生活文化の定着をめざしつつ、ごみを発生又は排出しない生活様式の普及、推進により、ごみの発生、排出抑制に努めます。
- もやせるごみ、うめたてごみを減らすよう減量化と再資源化を進めます。
- 現在の11品目の分別について、資源化の目標が達成できるよう必要な見直しを行いつつ、さらに再資源化に努めます。
- 事業者のデポジットなどによる直接回収や、法制度の変更、リサイクル技術の動向などを考慮しながら、事業者の直接回収を積極的に進めます。
- 資源物の回収については、市と市民の役割を見直し、市による経済的で合理的な収集と市民による積極的な資源回収を進めます。
- 集団回収を含むリサイクル率は平成31年度に **23.8%以上** を目指します。

■具体的な市民への施策

①集団回収などへの支援

ごみの中から有価物を資源化するため、町内会、自治会、子ども会が行う資源回収に対して報償金を交付する資源回収協力報償金事業を昭和58年度から実施し、清掃思想の啓発とごみの減量再資源化を図っています。

町内会、自治会、子ども会等が行う資源回収に対する資源回収協力報償金事業について、今後も継続して実施します。また、廃棄物再生事業者による古紙類などの回収について、さらに市民への周知と回収方法について研究を進めます。

表 8 団体による資源回収の実績

単位：t、千円

	団体数	回収総量	金属	ビン・ガラス	古紙・古繊維	報償金
H14	182	8,781	4	6	8,771	43,856
H15	188	8,580	4	5	8,571	42,902
H16	191	8,464	3	5	8,439	42,321
H17	195	8,425	3	3	8,403	33,700
H18	195	7,923	8	3	7,910	15,847
H19	211	7,891	10	2	7,875	15,782
H20	212	7,357	12	1	7,340	14,713
H21	215	6,820	13	2	6,802	16,951
H22	215	6,677	14	1	6,659	20,032
H23	214	6,420	16	1	6,401	19,261

(参考) 平成17年 4月より回収量に対し一律4円/kgを補助
平成18年 4月より回収量に対し一律2円/kgを補助
平成21年10月より回収量に対し一律3円/kgを補助

②店頭回収、メーカー回収等の推進

市民に対し、テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・エアコン、パソコン、バイク、自動車等のメーカーが直接回収する品目の排出方法について、積極的に情報提供を行い、店頭回収する店舗などの周知に努めます。

また、市では回収しない品目や特別管理一般廃棄物などの品目についても、専門店、病院等への返却などの廃棄方法について周知に努めます。

③生ごみの減量化の促進

生ごみの減量化促進と快適な生活環境を作るため、引き続き一般家庭への生ごみ処理機器の普及を図り、もやせるごみの減量化に努めます。

表 9 生ごみ減量化促進事業助成金交付実績

年 度	補助台数（単位：台）				補助金額（単位：円）			
	コンポスト	発酵菌	電気式	計	コンポスト	発酵菌	電気式	計
平成14年度	77	123	142	342	195,500	110,700	3,886,000	4,192,200
平成15年度	71	95	95	261	173,500	85,500	2,670,100	2,929,100
平成16年度	72	75	148	295	177,300	67,500	4,028,400	4,273,200
平成17年度	39	52	109	200	65,300	31,000	1,607,200	1,703,500
平成18年度	30	53	46	129	51,100	31,800	444,900	527,800
平成19年度	56	50	44	150	95,700	30,000	438,500	564,200
平成20年度	71	81	31	183	120,700	48,600	310,000	479,300
平成21年度	42	75	16	133	80,400	45,000	160,000	285,400
平成22年度	26	44	15	85	46,300	29,200	150,000	225,500
平成23年度	27	51	17	95	51,500	30,600	170,000	252,100

（参考）補助率

コンポスト：平成17年度改正・限度額2,000円で価格の3分の1（年度内1世帯2基まで）

発酵菌容器：平成17年度改正・限度額2,000円で価格の3分の1（年度内1世帯2基まで）

生ごみ処理機：平成17年度改正・限度額15,000円で価格の3分の1（年度内1世帯1基まで）

平成18年度改正・限度額10,000円で価格の4分の1（年度内1世帯1基まで）

④ごみの排出抑制の促進

平成13年10月から粗大ごみの有料戸別収集を実施しておりますが、収集の継続により、粗大ごみ減量化、排出抑制に努めます。粗大ごみの有料戸別収集については、粗大ごみ処理券の販売店の拡充、さらにわかり易い粗大ごみ品目表の作成など、市民にとって利用しやすい仕組みづくりに努めます。

⑤家庭ごみの有料化の検討

本市では、平成13年10月から、市指定ごみ収集専用袋を紙袋からポリ袋へ切り替え、ステーション収集用として6品目、6種類の市指定ごみ袋を使用して、生活ごみの収集を行っております。今後はさらに生活ごみの減量化を促進する点から、有料化の導入について検討します。

⑥各種イベントなどへの参加と啓発活動の実施

各種イベントなどにおいて、リサイクルに関するパネルの展示などを行い、ごみの減量、リサイクルの啓発活動を実施します。また、会場において、市民からの相談、エコサポーターの募集などを行い、ごみを出さない生活様式、消費行動の普及に努め、ごみなどの減量化を推進します。

啓発活動としては、具体的なごみ減量を市民にわかりやすく周知するためのキャンペーン（スローガン例：ひとり1日100gのごみ減量を！）を実施します。

⑦生活系ごみの分別排出の徹底

適正な分別の徹底により、うめたてごみ、もやせるごみの減量化に努めます。

特に、平成13年度以降に導入した、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、粗大ごみ雑芥類のほか、うめたてごみなどについて、分別基準と異なるごみの排出あるいは分別についての問い合わせがあります。

これらについては、一部分別を見直すとともに、さらに工夫した広報に努め、分別の周知徹底を図り、もやせるごみ、うめたてごみの減量、再資源化に努めます。

⑧資源ごみの分別収集の促進

資源ごみの分別収集については、引き続き分別収集、適正処理に努めるとともに、地域回収、店頭回収も併せて推進します。

ア. 廃乾電池の拠点回収（平成6年度から）

イ. 廃食用油の拠点回収（平成12年6月から）

ウ. 廃蛍光管の拠点回収（平成15年12月1日から）

エ. 古紙類等（新聞・雑誌・ダンボール、古着・古布）の分別収集を、資源回収団体による収集に一本化（平成19年4月から）

オ. 金属類・小型家電の集積所回収（平成26年4月開始を予定）

⑨ごみの広報活動の促進

ごみの分別収集と適正処理を推進するため、毎年リーフレット「ごみ分別一覧表」を作成、分別排出などの理解を進めるとともに、英語版ごみリーフレットなども作成し、外国人に対しても広報していきます。

さらに、市の広報紙やホームページ、町内回覧等を活用し、随時ごみに関する情報を掲載し、市民のごみに関する理解と協力を進めていきます。

⑩リサイクル教育の実施

学校では、社会科や総合的な学習での環境教育の一環として、リサイクル教育を実施していきます。その際、家庭との連携を図りながら、リサイクルを実践する力を育てていきます。

また、地域社会においても、町内会、自治会や子ども会などの社会教育の分野でも取り組んでいきます。

公民館などの活動では、ごみの講座、研究発表等に協力していきます。

⑩レジ袋の削減について

当市では「買物袋持参運動」を通じてレジ袋の削減を図ってまいりましたが、現在では大型店のほとんどが独自制度を導入していることから、今後、その方向性について検討を行うことといたします。

7.1.2.事業系ごみの減量化、再資源化計画

■ 基本的方針

- 事業系ごみの発生抑制、再資源化のために、事業者への指導、啓発を進めます。
- 拡大生産者責任の考え方に基づく、製造過程からのごみの発生排出抑制の普及、推進を図ります。
- 資源循環ネットワークの構築を、近隣の自治体・民間事業者等と連携して進めます。

■ 具体的な事業者への施策

①包装の適正化促進

ごみの減量化・再資源化等、環境保全に配慮した事業活動を営む小売店や商店会などに対し、現在、佐倉市リサイクル協力店・佐倉市エコロジー推奨店認定制度を実施しています。

リサイクル協力店の認定条件は、ペットボトル店頭回収事業の協力店であること、エコロジー推奨店は、資源回収、簡易包装等の実施が条件となります。

今後も、継続してリサイクル協力店、エコロジー推奨店の拡大に努めます。

また、各事業所におけるレジ袋の削減、簡易包装の促進、エコ製品取り扱い・購入の拡大、事業者による廃プラスチックの自己回収など、事業所による独自の環境活動の実施について、市民への情報提供も考慮しながら、市民、事業者が一体となったごみの減量・再資源化運動の推進に努めます。

②多量排出事業者への減量化指導

多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者（事業用建築物の延べ床面積3,000 m²以上を所有、管理又は専有する事業者他）に対し、事業系一般廃棄物減量計画書を毎年提出させ、一般廃棄物の運搬又は処分すべき場所及び方法、その他必要な事項を指示します。

③事業者の環境計画、環境マネジメントシステムへの取り組み促進

事業者に対して、ごみの減量・再資源化あるいは環境への独自の取り組みに対する考え方、意見を把握しながら、事業者が独自に環境計画や環境マネジメントシステムへの取り組みを行うよう推進します。

また、自社製品などの回収、再資源化などの拡大生産者責任の考え方を取り入れたごみ減量化の取り組みについて推進します。

④ごみの分別、排出及び再資源化の啓発

事業系ごみの分別、排出方法、リサイクル方法について、広報、啓発、直接指導等により、分別排出、再資源化、適正処理を促します。

また、関連団体や商店会などと協力し、事業者の古紙類などの回収や店頭回収の拡大に向けた再資源化の仕組みづくりなどを検討します。

⑤市の率先行動

市は、事業者としての率先行動を継続し、減量化推進の模範となるべく、市公共施設から排出されるごみの減量及び分別排出、再資源化の徹底に取り組みます。

7.2.ごみ収集運搬計画

■ 基本的方針

- ごみ収集・運搬については、一般廃棄物処理基本計画に基づき、減量、減容化による収集効率の向上を図りつつ、佐倉市、酒々井町清掃組合が行う中間処理、再資源化、最終処分場の計画と整合する合理的な収集を行います。
- 一般廃棄物のうち家庭系ごみの収集・運搬は、佐倉市が行います。
- 事業系の一般廃棄物は、排出事業者の責任で適正処理を行うか、又は法律に基づく収集・運搬の許可を得た業者により、周辺環境への影響が生じないよう配慮しながら収集・運搬を行うものとします。

表 10 分別収集品目と収集形態

分別収集品目		集積所 収集	有料戸別 収集	拠点回収 (店頭)	拠点回収 (公共施設)	集団回収
資源物	カン（スチール缶・アルミ缶）	●				●
	ビン（無色・茶色・その他）	●				●
	ペットボトル			●	●	
	その他プラスチック製 容器包装	●				
	ダンボール					●
	紙パック					●
	その他紙製容器包装	●				
	古紙（新聞・雑誌）					●
	古繊維（古着・古布）					●
	粗大ごみ		●			
	金属類・小型家電	●				
	廃食用油				●	
	廃乾電池				●	
	廃蛍光管			●	●	
もやせるごみ	●					
うめたてごみ	●					

7.2.1. 収集運搬の方策

1) 家庭系ごみの収集・運搬

(1) 収集区域の範囲

家庭系ごみの収集・運搬範囲は、行政区域全域を収集区域とし、特に、集積所方式での収集は、市域を5つの担当区域に区分し収集します。

(2) 収集・運搬の方法

① 集積所(ステーション)方式での収集

効率的な収集を行うため、集積所(ステーション)方式での収集を原則とします。集積所の場所は、市民の要望、周辺の状況及び回収に支障とならないことを条件に、自治会長、アパート管理者等が集積所管理者となり、集積所の新設、移設、廃止の手続きを行うこととします。集積所収集を行うものは表11のとおりです。

表 11 集積所収集の品目

品目	収集形態
もやせるごみ	毎週月・水・金曜日、集積所収集
うめたてごみ	毎月第1・3・5木曜日、集積所収集
金属類・小型家電	毎月第2・4木曜日、集積所収集
カン	毎月第1・3・5火曜日、集積所収集
ビン	毎月第2・4火曜日、集積所収集
その他紙製容器包装	毎週火曜日、集積所収集
その他プラスチック製容器包装	毎週木曜日、集積所収集

② 指定袋

ごみの収集は、市の指定袋により収集します(金属類・小型家電を除く)。指定袋は、表12のとおりです。

表 12 指定袋の色

分類	分別区分	袋の色
可燃物	もやせるごみ	市指定ごみ袋 茶色
不燃物	うめたてごみ	市指定ごみ袋 青色
資源物	カン	市指定ごみ袋 赤色
	ビン	市指定ごみ袋 緑色
	その他紙製容器包装	市指定ごみ袋 白色
	その他プラスチック製容器包装	市指定ごみ袋 黄色

(注) 「金属類・小型家電」は、無色透明のビニール袋による収集とする。

③ 粗大ごみの有料戸別収集

粗大ごみは、有料戸別方式により収集します。また、ごみの排出者個人による酒々井リサイクル文化センターへの直接搬入も可能とします。

④その他の資源ごみ

ペットボトル、廃食用油、廃乾電池、廃蛍光管の回収は、表 13 のとおりです。

表 13 ペットボトル、廃食用油、廃乾電池、廃蛍光管の回収

品目	収集形態
ペットボトル	店頭等による拠点回収
廃食用油	毎月第1木曜日、公共施設による拠点回収
廃乾電池	公共施設による拠点回収
廃蛍光管	店頭・公共施設による拠点回収

(3) 家庭系ごみの区分

市内で生じる一般廃棄物は、表 14 の分別区分とします。

表 14 収集・運搬の方法と運搬者（家庭ごみ）

種別	品目	収集日	方法	収集運搬者
家庭ごみ	もやせるごみ	毎週月・水・金曜日、集積所収集	委託	委託業者
	うめたてごみ	毎月第1・3・5木曜日、集積所収集		
	金属類・小型家電	毎月第2・4木曜日、集積所収集		
	粗大ごみ	予約制による、有料戸別収集		
	カン	毎月第1・3・5火曜日、集積所収集		
	ビン	毎月第2・4火曜日、集積所収集		
	その他紙製容器包装	毎週火曜日、集積所収集		
	その他プラスチック製容器包装	毎週木曜日、集積所収集		
	ペットボトル	店頭等による拠点回収	委託	許可業者
	廃食用油	毎月第1木曜日、公共施設による拠点回収	直営	直営
廃乾電池	公共施設による拠点回収			
廃蛍光管	店頭・公共施設による拠点回収			

(4) 収集・運搬体制

収集・運搬体制は、直営又は委託によるものとし、ごみの品目ごとに設定した収集予定は、必要に応じて調整を図ります。

(5) 収集運搬用の車両

佐倉市及び委託業者は、将来の収集ごみなどの量的変化に応じてその収集効率などを考慮し、収集・運搬用の車両の整備を進めます。増車や車種の変更については、収集品目の内容、収集頻度の変更に応じて対応します。

2) 事業系ごみの収集・運搬

事業系ごみは、事業者の責任で適正処理するか、又は収集運搬許可業者への委託により、佐倉市、酒々井町清掃組合の酒々井リサイクル文化センターへ搬入します。

7.2.2. 特別管理一般廃棄物

- ・ **PCBを使用した部品**

PCBを含む部品が、本市の一般廃棄物処理の過程に混入してくる恐れは極めて少ないと考えられます。

- ・ **ばいじん、ばいじんを処分するために処理したもの**
- ・ **燃えがら**
- ・ **汚泥**
- ・ **感染性一般廃棄物**

医療機関などでの感染性一般廃棄物や感染性産業廃棄物は、分別の困難性から在宅医療廃棄物を含めて、これらを混合して特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の処理業者に委託するよう進めます。

なお、在宅医療廃棄物の回収については、医療機関や医師会、薬剤師会、適正な処理能力を有する処理業者などと連携しつつ、適正な処理ルートの検討を行います。

今後も引き続き感染性一般廃棄物が適正に処理されるよう、医療機関・薬局等への指導を行います。

7.3. 中間処理計画

■ 基本的方針

- 中間処理と再資源化にあたっては、これまでどおりに佐倉市、酒々井町清掃組合の酒々井リサイクル文化センター及び他の民間施設にて、生活環境への影響がないように適正に処理を進めます。
- 中間処理においては、環境に配慮した適正処理、熱エネルギーを含めた資源回収の推進、最終処分量の削減に努めます。

7.3.1. 中間処理、資源化の流れ

(1) もやせるごみ

収集の後、もやせるごみの全部を酒々井リサイクル文化センターの焼却施設で焼却します。

(2) 粗大ごみ

戸別収集の後、酒々井リサイクル文化センターの粗大ごみ処理施設で破碎し、機械選別により可燃物、不燃物、磁性物、アルミに分離します。分離された可燃物は、ごみ焼却施設で焼却、磁性物とアルミは売却します。

(3) 金属類・小型家電

集積所収集の後、酒々井リサイクル文化センターにて一時保管し、再資源化します。

(4) カン(資源物)

集積所収集の後、酒々井リサイクル文化センターにて一時保管し、再資源化します。

(5) ビン

集積所収集の後、酒々井リサイクル文化センターにて一時保管し、再資源化します。

(6) その他紙製容器包装

集積所収集の後、民間の一般廃棄物処理施設において選別、圧縮、梱包、保管され、再商品化事業者へ引き渡されます。

(7) その他プラスチック製容器包装

集積所収集の後、民間の一般廃棄物処理施設において選別、圧縮、梱包、保管され、再商品化事業者へ引き渡されます。

(8) ペットボトル

市役所、協力店で店頭回収の後、民間の一般廃棄物処理施設において選別、圧縮、梱包、保管され、再商品化事業者へ引き渡されます。

(9) 廃食用油

市役所、出張所等で回収の後、資源物として売却します。

(10) 廃乾電池

市役所、出張所等で回収の後、酒々井リサイクル文化センターにて一時保管し、専門業者へ処理委託します。

(11) 廃蛍光管

市役所、出張所等及び回収協力店で回収の後、酒々井リサイクル文化センターにて一時保管し、専門業者へ処理委託します。

7.3.2.適正処理困難物

本市では、酒々井リサイクル文化センターにおいて処理できないもの(有毒であったり、爆発や発火のおそれのあるもの及びセンター施設で処理が困難なもの、法律により他に処理ルートのあるもの)は、今後も受け入れないこととします。

これらのものは、排出者が責任を持って購入販売店などに引き取りをお願いするか、専門の処理業者に処理を依頼することとします。

○佐倉市における処理困難物

法律により他に処理ルートのあるもの	<ul style="list-style-type: none">・家電リサイクル法の対象品目 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、冷凍庫・パソコンリサイクル法の対象品目 家庭用パソコン、ディスプレイ ※小型家電リサイクル法に基づく処理を導入する場合はパーソナルコンピュータの引取りについて検討することとします。
有毒であったり、感染性のも、爆発や発火のおそれのあるもの及びセンター施設で処理が困難なもの	<ul style="list-style-type: none">・自動車タイヤ、バッテリー・液状の塗料や溶剤・ガソリン、灯油、エンジンオイル・ガスボンベ・消火器・農薬や化学薬品とその容器・火薬類・農機具・オートバイ、原動機付自転車・ピアノ、エレクトーン、オルガン・スプリングマットレス

7.3.3.中間処理施設

(1) ゴミ焼却施設

ゴミ焼却施設で焼却される対象物は、収集及び直接搬入のもやせるごみ、粗大・資源ごみの処理から発生する可燃物です。なお、焼却飛灰及び焼却残渣は可能な範囲で再資源化(スラグ化など)することを基本とし、酒々井リサイクル文化センター内の最終処分場延命に配慮しながら、財政状況などを総合的に判断しながら処理を行うこととします。

(2) 粗大ゴミ処理施設

粗大ゴミ処理施設は、粗大ゴミ、資源ごみが処理され、破碎・選別処理に伴う資源回収が行われます。

(3) 資源ごみ中間処理施設

品目ごとに中間処理施設を示します。

表 15 中間処理施設

種別	品目	処分先(中間)
家庭ごみ	もやせるごみ	酒々井リサイクル文化センター
	うめたてごみ	
	金属類・小型家電	
	粗大ごみ	
	カン	
	ビン	
	その他紙製容器包装	市内事業者(選別・圧縮・梱包・保管)
	その他プラスチック製容器包装	
	ペットボトル	
	廃食用油	清掃事務所佐倉市小篠塚(一時保管)
	廃乾電池	酒々井リサイクル文化センター
廃蛍光管		
事業系ごみ	一般廃棄物(可燃物)	

7.4.最終処分計画

■ 基本的方針

- 最終処分については、酒々井リサイクル文化センターの最終処分場の埋立率が80%を超えており、今後、この貴重な最終処分場を少しでも長く使用し続けるためにいっそうの延命化への努力が求められます。
- 延命化については、最終処分量の削減のため、次の取り組みを行い、貴重な最終処分場を少しでも長く利用できるようにします。
 - ① 市民の方には、分別の徹底によるうめたてごみの減少にご協力を求める。
 - ② 市は、うめたてごみに混入している金属類・小型家電を新たな回収品目として、集積所回収とする。
 - ③ 佐倉市、酒々井町清掃組合において、うめたてごみの手選別を継続する。
 - ④ 焼却残渣については、民間への委託処理を継続する。
- 将来の最終処分の方針については、今後、佐倉市、酒々井町清掃組合の施設整備計画を策定する中で、酒々井町及び佐倉市、酒々井町清掃組合と検討を進めていくこととします。

7.4.1.最終処分量(埋立量)

最終処分場に処分するものは、うめたてごみ（直接埋立処分）、粗大ごみ処理施設で破碎できない不燃物などです。

表 16 最終処分量の見込み

最終処分量		単位	平成23年度 実績	平成31年度 推計値
重量	うめたてごみ	t/年	151	132
	焼却残渣	t/年	0	0
	粗大ごみ処理施設	t/年	133	129
	覆土量	t/年	95	87

7.5.最終処分場の整備計画

現在の最終処分場は、うめたてごみから手選別で可燃物や資源物を取り除く等の対策により、残余年数が延びてはいるものの、すでに埋立率は80%を超えています。今後、最終処分場の確保に向け、酒々井町及び佐倉市、酒々井町清掃組合と協力して進めます。

7.6.広報・啓発計画

■ 基本の方針

- 一人ひとりのごみの減量・リサイクルを促進するには、市民、事業者の協力をより強固なものにしていく必要があります。
- また、生活様式の見直しにつながる働きかけを継続的、効果的に続けることが重要です。そのため、様々な機会や媒体を活用して、ごみの減量・リサイクルの促進について啓発活動を進めることとします。

7.6.1.市民に対する啓発

- ① ごみとなるものが少ない買い物の実行
- ② レジ袋などの持ち帰り抑制と再使用運動の展開
- ③ 計画的な商品の購入
- ④ 買い替えの抑制やリサイクルの推進
- ⑤ 分別の徹底
- ⑥ 家庭内におけるごみ排出抑制のための工夫
- ⑦ 店頭回収への積極的な持込
- ⑧ リサイクルに関する法律の周知徹底

7.6.2.製造・販売事業者に対する啓発

ごみ量を減量していくためには、製造、販売の段階で可能な限りごみを削減することが最も効果的です。そこで、事業者に対し、次のような販売方法や包装方法の変更について積極的に啓発することとします。

(1) 各種商品の小売り販売に係る事業者に対する啓発

- ① 計り売り販売の拡大
- ② リサイクルが容易、又は環境への負荷が少ない容器包装の選択

- (2) 各種製品の製造・加工に係る事業者に対する啓発
製品の製造・加工を行う際に使用する素材、容器、包装材は、消費、廃棄後に処理やリサイクルしやすいものとします。
- (3) その他事務系の業務のみ行う事業者に対する啓発
事業活動に伴い生じる事業系一般廃棄物は、再生資源として利用可能なものは分別を徹底し、極力リサイクルを進めます。

7.6.3. 事業系一般廃棄物の排出指導

多量排出事業者への減量化指導を行うとともに、減量計画書を活用した啓発など、積極的に減量化を進めます。

7.7. 衛生的な生活環境計画

■ 基本的方針

- 快適環境を確保し、衛生的で住みよい街づくりを進めるため、町内会、自治会、市民、ボランティア等の協力により、生活環境の衛生保持に努めます。

■ 衛生的な生活環境を維持するための施策

(1) 不法投棄防止対策などの推進

① 不法投棄監視

関係機関、関係者の協力を得て、定期的に不法投棄を防止するための監視、パトロールを実施します。

② 不法投棄防止啓発

土地所有者、町内会、自治会等の協力を得て、不法投棄されやすい場所へ柵の設置や啓発看板を立てるなど、投棄場所の環境改善を進めます。

また、市の広報紙、ホームページ等で、市民一人ひとりが、不法投棄を「しない」、「させない」、「許さない」という気持ちを持つことが大切と広報しており、今後も継続して広報します。

③不法投棄指導・処理

県、警察、隣接市町村等の協力を得ながら、不法投棄行為者を特定し、適正処理の指導を進めます。

表 17 不法投棄収集の実績

年度	品目等	家電リサイクル法対象品目 (単位：台)					その他 (単位：個所)	
		エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	衣類 乾燥機	家電5品目 合計	一般廃棄物
平成19年度		1	121	60	39	—	221	474
	内 適正処理数	1	121	60	39	—	221	
平成20年度		1	132	58	32	—	223	573
	内 適正処理数	0	115	54	0	—	169	
平成21年度		5	88	35	48	0	176	557
	内 適正処理数	5	71	35	48	0	159	
平成22年度		0	162	35	18	1	216	889
	内 適正処理数	0	155	35	18	1	209	
平成23年度		0	307	47	6	5	365	953
	内 適正処理数	0	271	5	1	0	277	

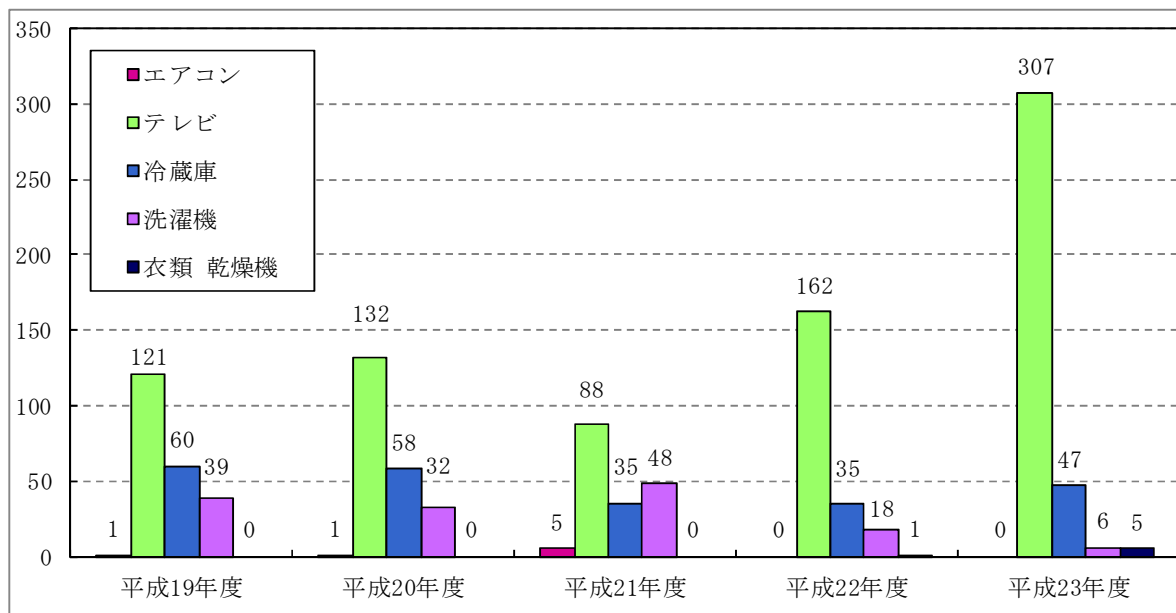


図 22 不法投棄収集の実績

④野外焼却などの禁止と啓発・指導

家庭、事業所等の焼却行為の禁止について、広報及び啓発指導を行います。

⑤祭りごみの減量化、再資源化

祭りごみ(イベントごみ)については、生ごみなどもやせるごみの減量化、ダンボール、トレー等の再資源化に努めるよう進めます。

⑥家庭ごみの適正排出

ごみ収集のルールを守らないごみの排出については、ごみ集積所の収集ルールを守り、適正に排出するよう進めます。

(2) 環境美化の推進

① ゴミゼロ運動の実施

毎年、ゴミゼロ運動を開催し、自治会、ボランティア等、多くの市民の参加を得て、市内の道路、公園等の散乱ごみの回収、不法投棄禁止の啓発を行います。

表 18 ゴミゼロ運動の実績

回数	実施年月日	参加団体数	参加人数 (人)	ごみ収集量 (kg)
21	平成 14 年 5 月 26 日	114	14,925	63,226
22	平成 15 年 5 月 25 日	130	15,399	75,262
23	平成 16 年 5 月 30 日	130	13,933	64,150
24	平成 17 年 5 月 29 日	122	13,671	97,730
25	平成 18 年 5 月 28 日	67	6,571	22,600
26	平成 19 年 5 月 27 日	118	13,828	79,580
27	平成 20 年 5 月 25 日	79	7,709	45,790
28	平成 21 年 5 月 31 日	119	13,508	80,530
29	平成 22 年 5 月 30 日	121	13,987	53,930
30	平成 23 年 5 月 29 日	56	6,252	8,560

(参考) ボランティア団体によるゴミゼロ運動への積極的参加を勧誘している。

② 町内清掃活動の推進

町内会、自治会、ボランティア等により実施した町内清掃ごみは、町内清掃専用袋の提供、無料回収等により支援します。さらに、自治会や町内清掃ボランティアなどと行政との協働による清掃活動を進めます。

③ 動物死体回収

市民や関係機関の協力を得ながら、ペットやのら犬、のら猫等の動物死体を回収します。

8.計画推進にむけて

■基本的方針

- 計画推進にあたっては、資源循環型社会の構築をめざし、清潔で住みよいまちづくりに向けて、市民、事業者、市及び関係機関が協力し各種施策を進めます。
- 市民一人ひとりが排出者責任を意識し、事業者は、製品製造、販売時からごみの発生・排出抑制を考えるなど、市全体として、ごみを減らす意識を高め、市民参加を図る中で、効果的で効率的なごみ行政を進めながら、計画目標の実現をめざします。
- 市は、率先してごみの減量化、再資源化の模範を示すべく、行政の率先行動を引き続き進めます。

■具体的施策

- ① ごみに関する意識を高め、市民参加を図る中で、計画目標の実現をめざします。
 - ゴミゼロ運動や環境美化運動を通じて、ごみ問題への理解を深めます。
 - 佐倉市リサイクル協力店・佐倉市エコロジー推奨店認定制度等を活用し、事業者による環境活動を推進します。
 - 公民館や学校での環境教育、ごみ処理施設の見学を進めます。
- ② 様々な広報媒体による情報発信を行い、それぞれの役割と相互協力ができるよう情報交換を進めます。
 - リーフレットによるごみの分別収集の周知をします。
 - 市広報紙、市の回覧による情報発信をします。
 - 市ホームページにお知らせなどを掲載します。
- ③ 行政の率先行動と庁内体制づくりを進めます。
 - 市の公共施設のごみ分別と再資源化、グリーン購入の促進などに基づき、市が率先してごみの分別収集に努めます。
- ④ 酒々井町及び佐倉市、酒々井町清掃組合と連携し、ごみの適正処理を実施します。
 - 施設の整備、あるいは不法投棄対策や適正処理困難物対策などを連携して対応します。また、災害時における大量の廃棄物処理、緊急時における危機管理体制の構築についても連携して進めます。
- ⑤ 計画の進行管理を行います。
 - 本計画の着実な推進のため、一般廃棄物処理基本計画に掲げる施策の進行管理を定期的に行います。
- ⑥ ごみ処理経費と費用負担についての研究を進めます。
 - 他市町村の状況も把握しながら、ごみ処理経費と費用負担について研究を進めます。

⑦ ごみの環境教育を推進します。

- ・ 生涯学習、学校教育、自治会活動等の幅広い分野で、ごみに関する環境教育を進めます。

【生活排水処理基本計画編】

9.生活排水処理基本計画の概要

9.1.計画策定の目的

本市は、ほとんどが印旛沼の流域圏で、水質保全については、千葉県が湖沼水質保全特別措置法に基づき、昭和62年3月に「印旛沼に係る湖沼水質保全計画」を策定し、水質浄化に努めてきました。また、本市は水質汚濁防止法に基づき、平成5年3月に印旛沼流域の他の市町村とともに、「生活排水対策重点地域」に指定され、平成6年3月に策定した「佐倉市生活排水対策推進計画」を平成21年3月に改定し、印旛沼の水質浄化に努めてきました。

平成17年3月には「一般廃棄物処理基本計画—生活排水処理基本計画」を策定し、生活排水の処理とし尿・浄化槽汚泥の処理を推進してきたところです。今回は、この生活排水処理基本計画を見直すものです。

本計画は、河川と湖沼の水質改善と生活環境保全のために、生活排水（し尿と生活雑排水）を適切に処理することを目的に、生活排水の処理と生活排水を処理する過程で発生する汚泥の処理方法などの基本方針を定めるものであり、「印旛沼にやさしい水づくり」を目標とします。

9.2.計画期間

本計画は、平成17年度を初年度とする15年計画の中間見直しとします。

10.生活排水処理の現状

10.1.生活排水処理の現状

本市における生活排水は、公共下水道施設をはじめ、農業集落排水施設、各家庭や集合住宅、事業所等に設置された合併処理浄化槽で、し尿は、単独処理浄化槽、汲み取りで処理されています。農業集落排水や浄化槽の汚泥、汲み取りのし尿については、佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町の4市・1町で構成される印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センターで広域処理がなされています。

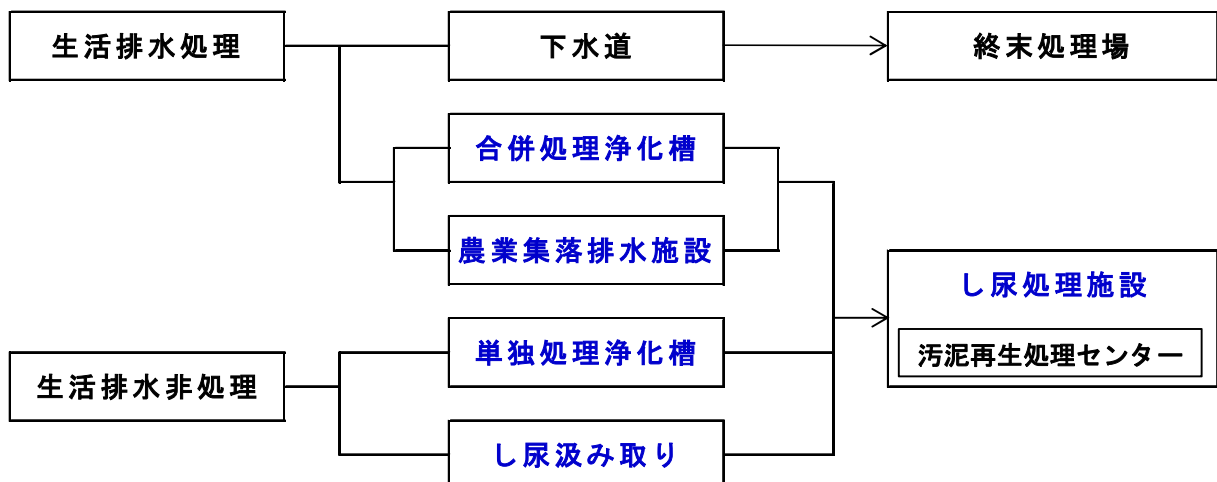


図 23 生活排水処理・処分のフロー

表 19 生活排水処理に係わる施策の概要

区分	施策の概要
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道施設の整備 ・公共下水道（汚水）施設への接続と水洗化促進
合併処理浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽設置事業補助 ・合併処理浄化槽維持管理費補助（保守点検と清掃にかかる費用の一部補助）
し尿・浄化槽汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・印旛衛生施設管理組合による処理 ・し尿の汲み取り及び浄化槽の清掃（佐倉市一般廃棄物（し尿）収集運搬業の許可）
農業集落排水事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設の整備

本市における生活排水処理人口の推移は、表 20 のとおりです。現在、本市は行政区域内面積が 10,359ha で、その内の約 23.4%にあたる 2,424ha が市街化区域です。

平成 23 年度末の生活排水処理人口（下水道水洗化人口＋農業集落排水施設人口＋合併処理浄化槽人口）は、165,740 人で市内の全人口の 93.0%となっています。また、生活排水が未処理である、し尿汲み取りの人口（汲み取りし尿収集人口）と単独処理浄化槽人口を併せると、平成 23 年度末で 12,447 人となっています。

表 20 生活排水処理の全般的な状況

単位：人

項目	年度					備考
	H19	H20	H21	H22	H23	
計画処理区域内人口	176,925	177,515	177,928	178,199	178,187	外国人含む市の人口
生活雑排水未処理人口	16,631	15,610	14,522	13,441	12,447	
汲み取りし尿収集人口	9,624	8,637	7,807	7,154	5,223	生活環境課
単独処理浄化槽人口	7,007	6,973	6,715	6,287	7,224	
生活雑排水未処理率	9.4%	8.8%	8.2%	7.5%	7.0%	生活雑排水未処理人口/計画処理区域内人口
生活排水処理人口	160,294	161,905	163,406	164,758	165,740	
公共下水道水洗化人口	153,310	154,805	156,139	157,285	157,980	下水道課
農業集落排水施設人口	326	317	309	296	295	農政課
合併処理浄化槽人口	6,658	6,783	6,958	7,177	7,465	生活環境課
生活排水処理率	90.6%	91.2%	91.8%	92.5%	93.0%	生活排水処理人口/計画処理区域内人口

各年度末現在

※単独処理浄化槽人口については、実数の把握が困難であるため、計画処理区域内人口から汲み取りし尿収集人口、公共下水道水洗化人口、農業集落排水施設人口、合併処理浄化槽人口を差し引いて算出しています。

※平成23年度については、人口の算出方法を変更（利用世帯数に1世帯当たりの平均人口を乗じて算出する方式から、住民基本台帳上の人口により算出する方式へ変更）した関係で、単独処理浄化槽人口が増加していますが、新たな設置による増加ではありません。

10.2.し尿・浄化槽汚泥の排出・処理状況

10.2.1.排出状況

平成 23 年度末、汲み取りし尿の収集人口は 5,223 人で、計画処理区域内人口のうち約 2.9%となっています。し尿排出量は、平成 23 年度末 1,621.3 キロリットル/年となっており、年々減少傾向にあります。平成 23 年度末の浄化槽人口(農業集落排水施設人口含む)は、14,984 人で計画処理区域内人口の約 8.4%です。浄化槽汚泥の排出量は、8,994 キロリットルで過去 5 年の推移をみると増加傾向にあります。

表 21 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

単位：人

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	備 考
計画処理区域内人口	176,925	177,515	177,928	178,199	178,187	市の全人口、外国人含む。
平均世帯人数	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	一世帯当たりの人数
非水洗化人口	9,624	8,637	7,807	7,154	5,223	
汲み取りし尿 収集人口	9,624	8,637	7,807	7,154	5,223	生活環境課
自家処理人口	0	0	0	0	0	
水洗化人口	167,301	168,878	170,121	171,045	172,964	
下水道水洗化人口	153,310	154,805	156,139	157,285	157,980	下水道課
浄化槽人口	13,991	14,073	13,982	13,760	14,984	
合併処理浄化槽 人口	6,658	6,783	6,958	7,177	7,465	生活環境課
単独処理浄化槽 人口	7,007	6,973	6,715	6,287	7,224	
農業集落 排水施設人口	326	317	309	296	295	農政課
排出し尿 (キロリットル)	2,948.9	2,652.9	2,169.8	1,992.7	1,621.3	印旛衛生施設管理組合の 搬入量
排出浄化槽汚泥 (キロリットル)	8,393.9	8,502.6	8,800.6	8,671.1	8,994.0	印旛衛生施設管理組合の 搬入量
生活排水処理率	90.6%	91.2%	91.8%	92.5%	93.0%	(下水道人口+合併浄化槽人 口+農集排人口)/区域内人口

各年度末現在

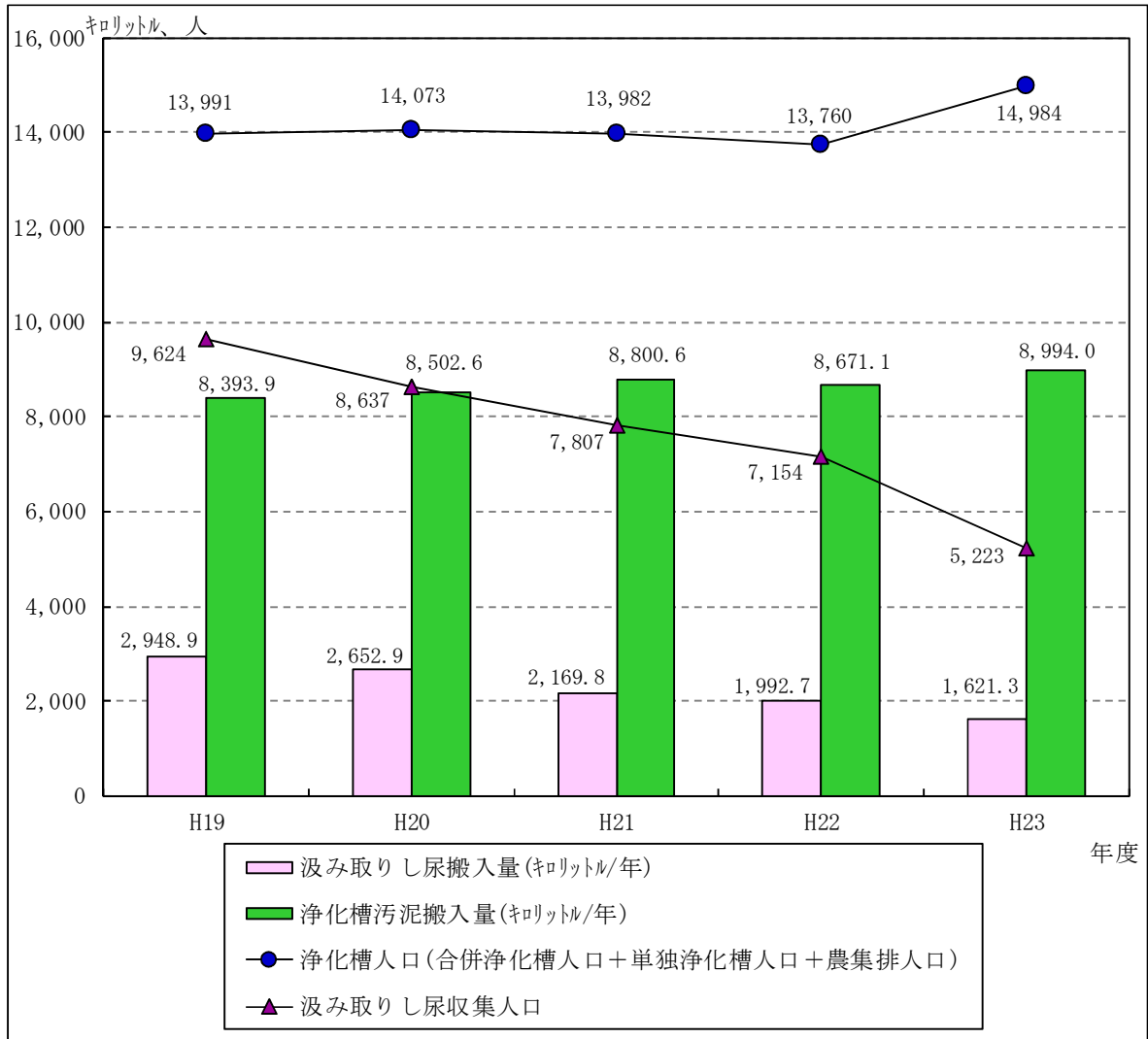


図 24 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

10.2.2.収集・運搬状況

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に用いる収集車両台数は、次のとおりです。

表 22 収集・運搬の現状

区 分	し尿	浄化槽汚泥
主 体	許可業者 4 社	許可業者 4 社
収集頻度	随時	随時
手数料	単価を設定して収集	人槽別料金徴集

表 23 一般廃棄物（し尿）許可業者収集車両数

年 度	H19	H20	H21	H22	H23
許可業者数	4社	4社	4社	4社	4社
1800リットル	4	4	4	4	4
2700リットル	0	0	0	0	0
3000リットル	6	6	6	6	6
3600リットル	1	1	1	1	1
3700リットル	1	1	1	1	1
合計	12	12	12	12	12

資料：生活環境課

10.2.3.処理状況

排出されたし尿及び浄化槽汚泥は、印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センターで処理されています。汚泥再生処理センターには、処理能力が 16.2 m³/日の堆肥化設備があり、汚泥を発酵させて肥料をつくっています。

10.2.4.し尿・浄化槽汚泥の年間平均排出量及び排出原単位の推移

表 24 し尿・浄化槽汚泥の年間排出量と排出原単位（実績）

し尿	年度	汲み取りし尿 収集人口(人)	年間排出量 (キロリットル/年)	平均排出量 (キロリットル/日)	排出原単位 (リットル/人・日)
	H19	9,624	2,948.9	8.1	0.84
	H20	8,637	2,652.9	7.3	0.84
	H21	7,807	2,169.8	5.9	0.76
	H22	7,154	1,992.7	5.5	0.76
	H23	5,223	1,621.3	4.4	0.85

単 独 処 理 浄 化 槽	年度	単独処理浄化槽 人口(人)	年間排出量 (キロリットル/年)	平均排出量 (キロリットル/日)	排出原単位 (リットル/人・日)
	H19	7,007	7,459.2	20.4	2.92
	H20	6,973	7,379.2	20.2	2.90
	H21	6,715	7,525.7	20.6	3.07
	H22	6,287	7,002.4	19.2	3.05
	H23	7,224	6,979.1	19.1	2.65

合 併 処 理 浄 化 槽	年度	合併処理浄化槽 人口(人)	年間排出量 (キロリットル/年)	平均排出量 (キロリットル/日)	排出原単位 (リットル/人・日)
	H19	6,658	934.7	2.6	0.38
	H20	6,783	1,123.4	3.1	0.45
	H21	6,958	1,274.9	3.5	0.50
	H22	7,177	1,668.7	4.6	0.64
	H23	7,465	2,014.9	5.5	0.74

(注) 表中、平均排出量は小数点以下第2位を、排出原単位は小数点以下第3位を四捨五入してあるため、総数と内訳が一致しない場合がある。

・し尿

平成 23 年度のし尿の年間排出量は 1621.3 キロリットルで、1 人 1 日あたりの排出量（排出原単位）は 0.85 リットルとなっており、年々減少傾向にあります。

・浄化槽汚泥

平成 23 年度における浄化槽汚泥の排出量は、単独処理浄化槽による年間排出量が 6,979.1 キロリットル、合併処理浄化槽による年間排出量が 2,014.9 キロリットルです。

単独処理浄化槽の汚泥搬入量は平成 21 年度に増加したものの、全体的には減少しています。また、合併処理浄化槽の汚泥搬入量は増加しています。

11.生活排水の将来推計

11.1.公共下水道に係る人口の見通し

本市の将来の公共下水道に係る人口見通しについては、「佐倉市印旛沼流域関連公共下水道基本計画説明書」(平成22年3月)を基礎資料とし、下水道水洗化人口の見通しを検討しました。この計画書では、計画目標年次(平成36年度)の本市の行政区域内人口を190,000人と設定しています。そこで、当該計画に用いる下水道水洗化人口等の推計にあたっては、一般廃棄物処理基本計画の行政人口推計値をそのまま下水道水洗化人口などを推計する際の行政区域内人口として使用します。下水道処理区域内人口^{※1}については、平成19年度から23年度までの5年間の実績に基づき、将来の推計値を対数近似式で求めた値に平成23年度の実績との差を修正した数値により求めました。

下水道水洗化率^{※2}については、過去5年間の伸び率を見ると平均で約0.2%ずつ上昇していますが、将来の水洗化率については、年度ごとに水洗化率0.1%を加算し、下水道水洗化人口^{※3}(=処理区域内人口×水洗化率)を算出しました。

※1 下水道処理区域内人口：公共下水道が使用可能な区域内の居住人口

※2 下水道水洗化率：下水道水洗化人口／処理区域内人口

※3 下水道水洗化人口：下水道処理区域内で下水道を使用している人口

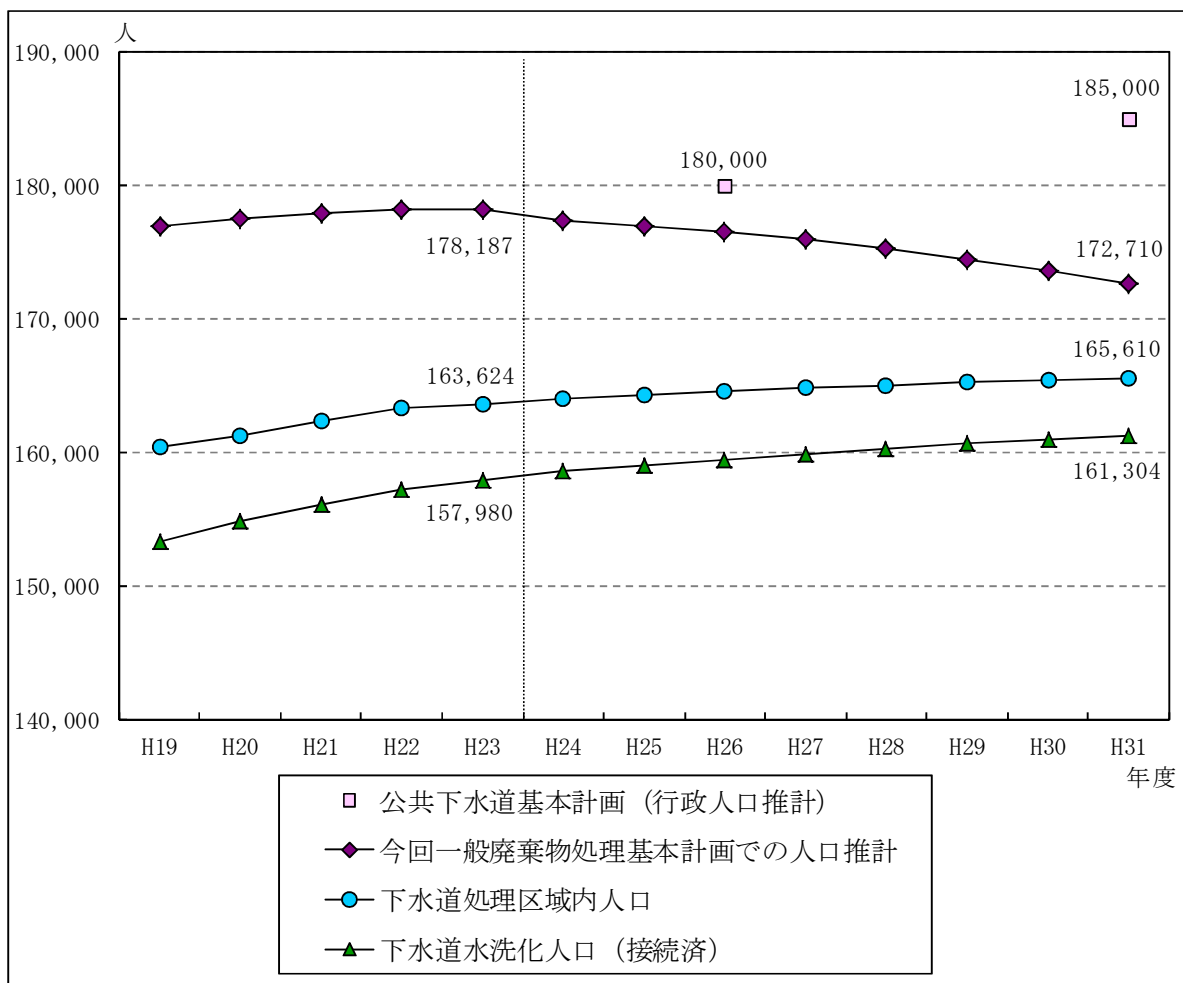


図 25 下水道水洗化人口の推計結果

11.2.汲み取りし尿収集人口と浄化槽人口の見通し

汲み取りし尿収集人口などの生活排水関連人口の実績は、表 25 のとおりです。

表 25 生活排水関連人口の実績

生活排水関連 人口実績 年度	行政区域内 人口	汲み取り し尿収集 人口	浄化槽人口			下水道 水洗化人口
			単独処理 浄化槽人口	合併処理 浄化槽人口	農業集落排 水施設人口	
平成19年度	176,925	9,624	7,007	6,658	326	153,310
平成20年度	177,515	8,637	6,973	6,783	317	154,805
平成21年度	177,928	7,807	6,715	6,958	309	156,139
平成22年度	178,199	7,154	6,287	7,177	296	157,285
平成23年度	178,187	5,223	7,224	7,465	295	157,980
備考	市の全人口 外国人含む	生活環境課		生活環境課	農政課	下水道課

各年度末現在

推計にあたっては、まず、浄化槽人口の中の合併処理浄化槽人口について、平成19年度から23年度の実績値に基づき、トレンド推計法などで推計しました。推計式の選択にあたっては、下水道の整備率が高いため63ページ表33の新規合併処理浄化槽設置数についてはあまり増加しないと推測し、緩やかな傾きを示す対数近似式で求めた値に平成23年度の実績との差を修正した数値を採用しました。(参照56ページ図26)

汲み取りし尿収集人口については、平成19年度から23年度の実績値から、トレンド推計法などにより検討を行いました。推計式の選択にあたっては、下水道や合併処理浄化槽への転換数が緩やかに増加すると推測し、前述の合併処理浄化槽人口の推計と同じく、対数近似式で求めた値に平成23年度の実績との差を修正した数値を採用しました。(参照56ページ図27)

単独処理浄化槽人口については、行政区域内人口から下水道水洗化人口と汲み取りし尿収集人口を除いた浄化槽人口から、合併処理浄化槽人口と農業集落排水施設人口を引いて算出しました。

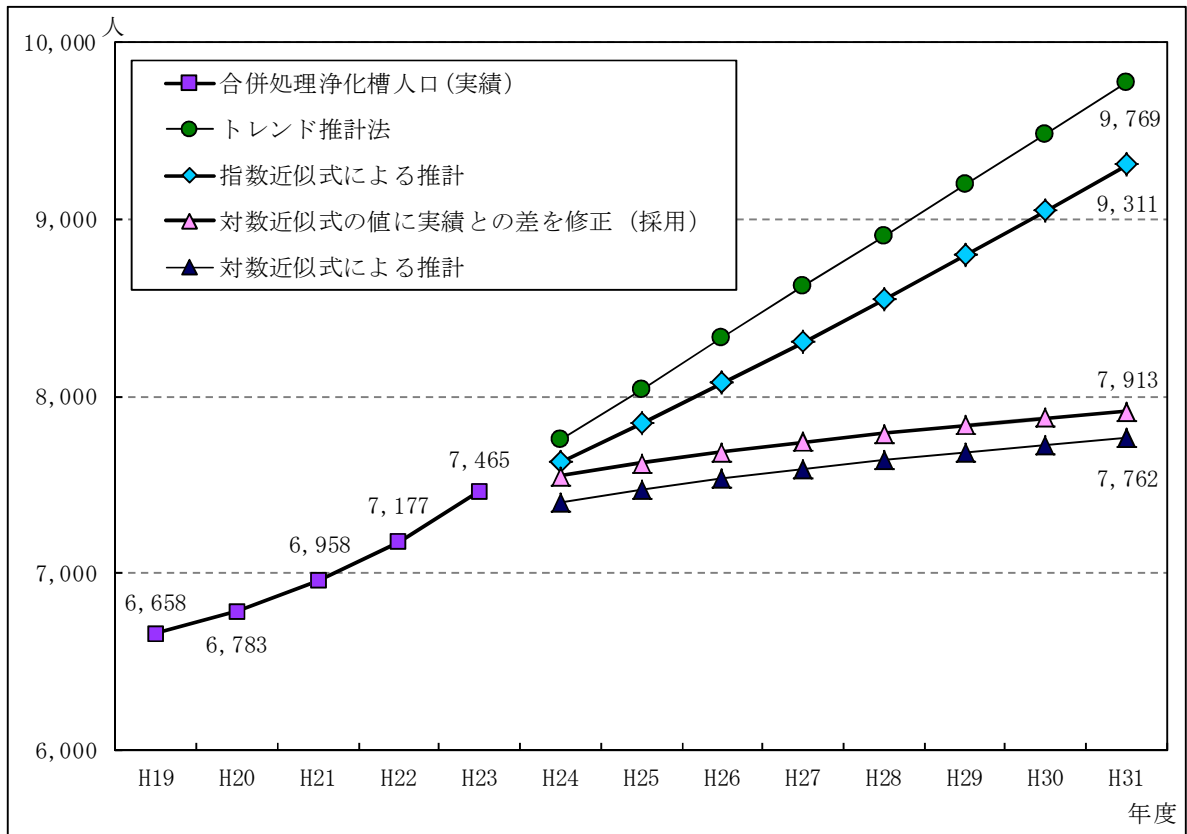


図 26 合併処理浄化槽人口の推計検討

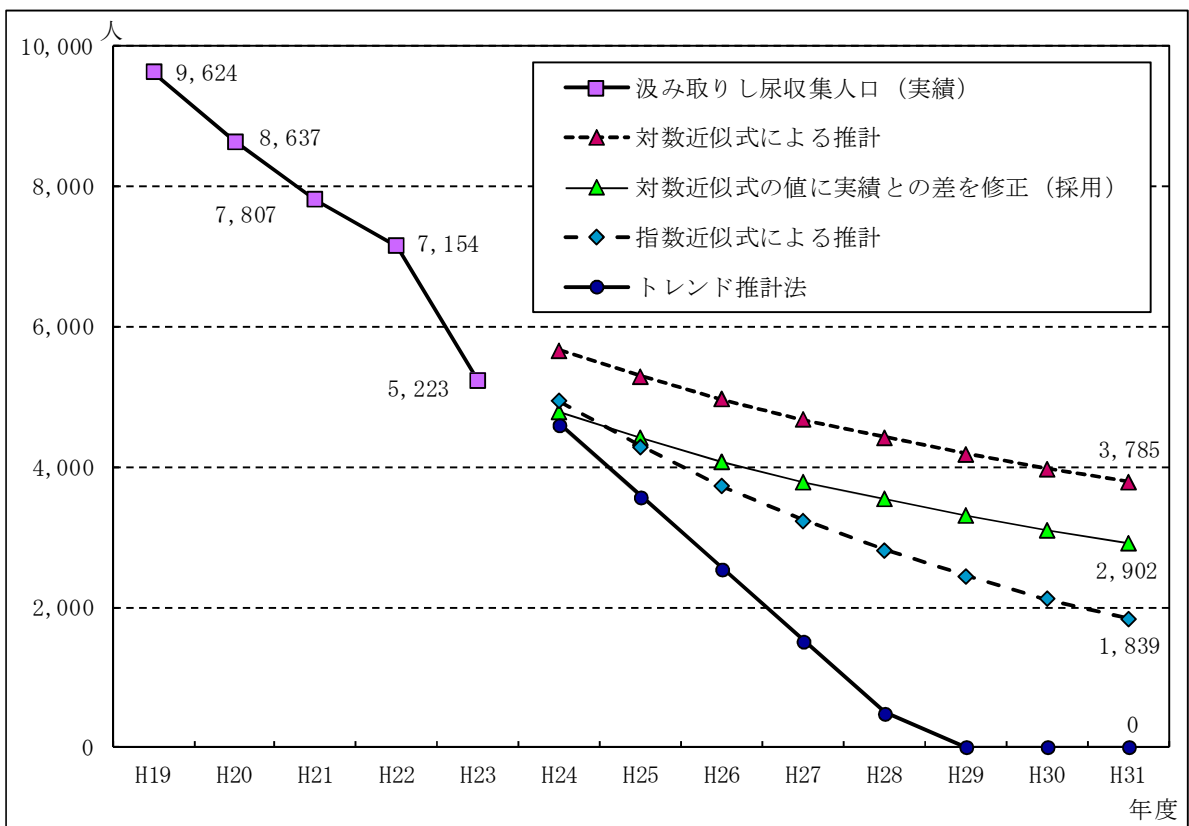


図 27 汲み取りし尿収集人口の推計検討

11.3.生活排水処理人口の見込み

平成24年度から平成31年度までの、生活排水処理に関わる人口の見込みをまとめて示します。生活排水処理率は、水洗化人口のうち生活雑排水が処理されない単独処理浄化槽人口は除いて、下水道水洗化人口＋合併処理浄化槽人口＋農業集落排水施設人口の合計人口を計画区域内人口(市全体の人口)で割ったものです。

表 26 将来の生活排水処理人口の見通し

	年度	H24	H25	H26	H27
1	行政区域内人口	177,381	176,993	176,508	175,931
2	計画区域内人口	177,381	176,993	176,508	175,931
3	汲み取りし尿収集人口	4,780	4,406	4,081	3,795
4	水洗化人口	14,010	13,522	12,928	12,235
①	下水道水洗化人口	158,591	159,065	159,498	159,901
②	合併処理浄化槽人口(農集排含まず)	7,551	7,623	7,686	7,741
③	農業集落排水施設人口	295	295	295	295
④	単独処理浄化槽人口	6,164	5,604	4,948	4,199
5	自家処理人口	0	0	0	0
6	生活排水処理率※	93.8%	94.3%	94.9%	95.5%

	年度	H28	H29	H30	H31
1	行政区域内人口	175,267	174,524	173,671	172,710
2	計画区域内人口	175,267	174,524	173,671	172,710
3	汲み取りし尿収集人口	3,539	3,308	3,096	2,902
4	水洗化人口	11,450	10,580	9,598	8,503
①	下水道水洗化人口	160,278	160,636	160,977	161,304
②	合併処理浄化槽人口(農集排含まず)	7,790	7,835	7,876	7,913
③	農業集落排水施設人口	295	295	295	295
④	単独処理浄化槽人口	3,364	2,451	1,427	295
5	自家処理人口	0	0	0	0
6	生活排水処理率※	96.1%	96.7%	97.4%	98.1%

※生活排水処理率＝(下水道水洗化人口＋合併処理浄化槽人口＋農業集落排水施設人口)／計画区域内人口

(注)表中、小数点以下第2位を四捨五入してあるため、総数と内訳が一致しない場合がある。

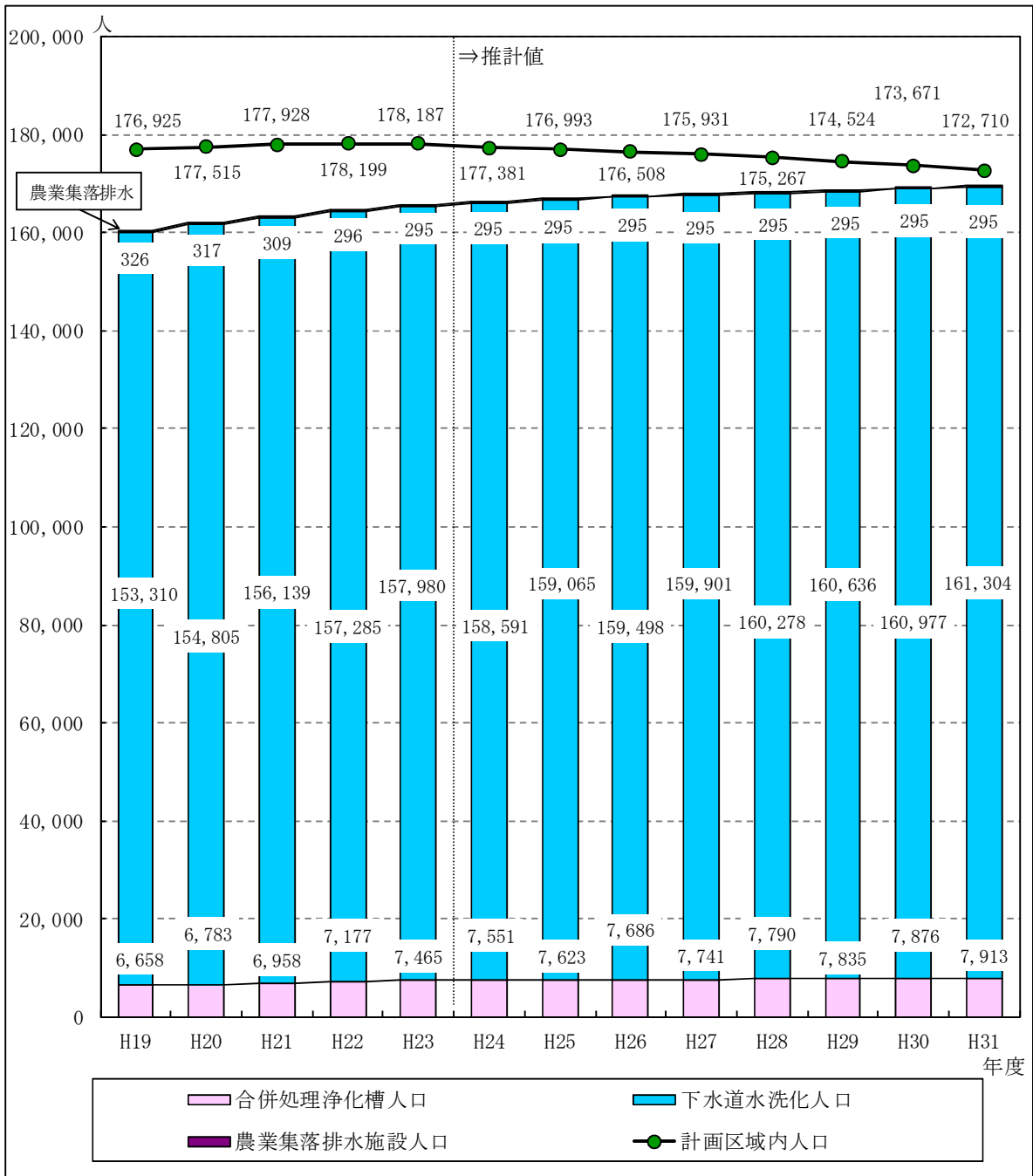


図 28 将来の生活排水処理人口の見通し

11.4.年間排出量の見通し

将来の年間排出量の推計値は、し尿、浄化槽汚泥（単独処理浄化槽、合併処理浄化槽）の排出原単位(単位：リットル／人・日)を設定し、前項の将来人口をかけて算出します。

印旛衛生施設管理組合の「汚泥再生処理センター施設整備基本設計」（平成11年度7月）によると、「計画排出量原単位」を表27のように設定しています。

平成23年度の実績値から算出される原単位は、他の出典の原単位とかなり異なっています。そこで、本計画では、印旛衛生施設管理組合の計画原単位を採用し、年間排出量の推移を算出しました。結果をグラフと表で示します。

表 27 し尿及び浄化槽汚泥の原単位

単位：リットル/人・日

原単位の区分	計画原単位※1	平成23年度実績値	構造指針の参考値※2	平成22年度の全国平均値※3
汲み取りし尿排出量	0.81	0.85	1.40	2.30
単独処理浄化槽汚泥量	2.92	2.65	0.75	浄化槽汚泥
合併処理浄化槽汚泥量	0.54	0.74	1.20	

※1 平成19～23年度の平均値

※2 し尿処理施設構造指針（1988版、厚生省）、実績のない場合はこの値を採用することとされる。

※3 環境省

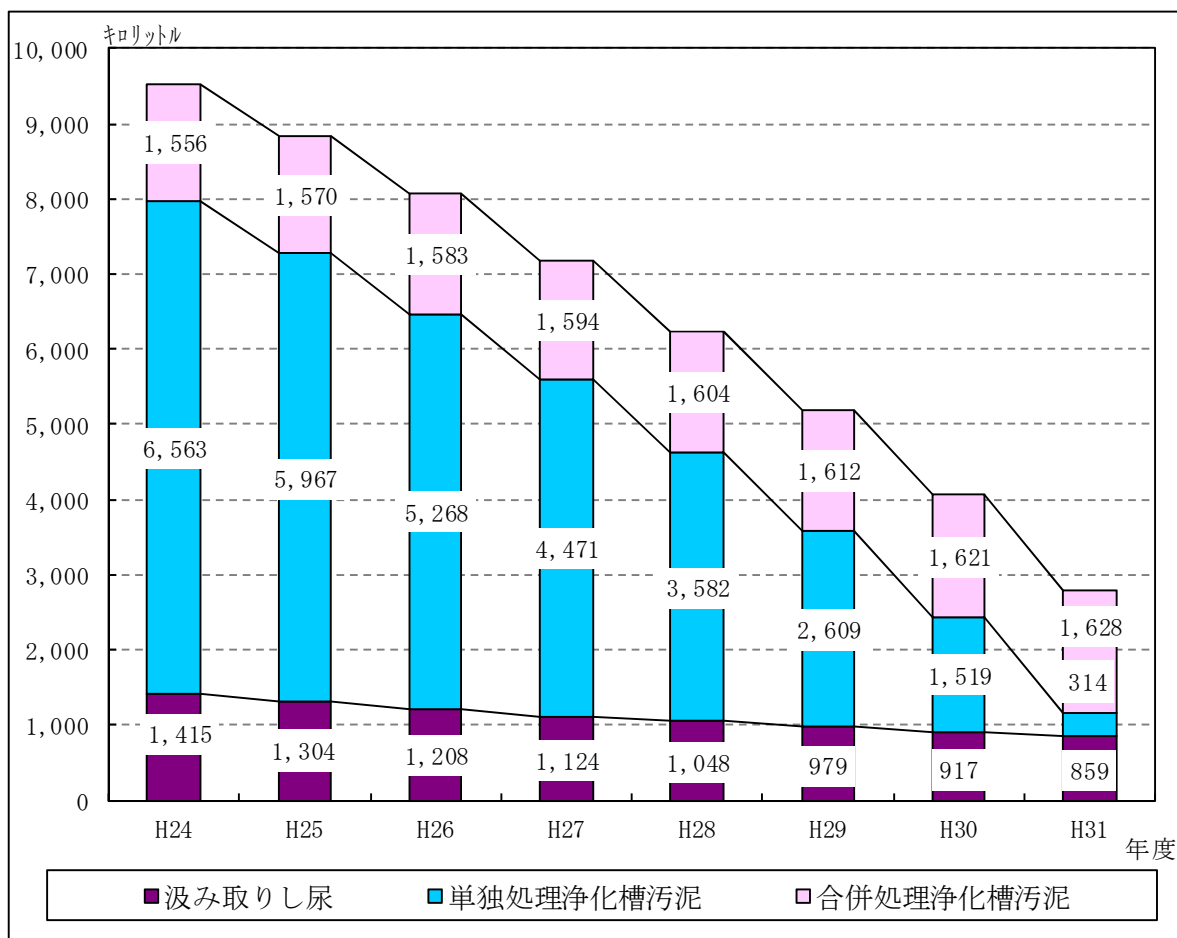


図 29 し尿、浄化槽汚泥の年間排出量の見通し

表 28 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見通し

年度		H24	H25	H26	H27
汲み取りし尿収集人口		4,780	4,406	4,081	3,795
単独処理浄化槽人口		6,164	5,604	4,948	4,199
合併処理浄化槽人口（農集排含む）		7,846	7,918	7,981	8,036
年間平均 排出量 キリットル/ 日	汲み取りし尿	4	4	3	3
	単独処理浄化槽汚泥	18	16	14	12
	合併処理浄化槽汚泥	4	4	4	4
	計	26	24	22	20
年間平均 排出量 キリットル/ 年	汲み取りし尿	1,415	1,304	1,208	1,124
	単独処理浄化槽汚泥	6,563	5,967	5,268	4,471
	合併処理浄化槽汚泥	1,556	1,570	1,583	1,594
	計	9,535	8,842	8,059	7,189

年度		H28	H29	H30	H31
汲み取りし尿収集人口		3,539	3,308	3,096	2,902
単独処理浄化槽人口		3,364	2,451	1,427	295
合併処理浄化槽人口（農集排含む）		8,085	8,130	8,171	8,208
年間平均 排出量 キリットル/ 日	汲み取りし尿	3	3	3	2
	単独処理浄化槽汚泥	10	7	4	1
	合併処理浄化槽汚泥	4	4	4	4
	計	17	14	11	8
年間平均 排出量 キリットル/ 年	汲み取りし尿	1,048	979	917	859
	単独処理浄化槽汚泥	3,582	2,609	1,519	314
	合併処理浄化槽汚泥	1,604	1,612	1,621	1,628
	計	6,234	5,201	4,056	2,802

（注）表中、小数点以下を四捨五入してあるため、総数と内訳が一致しない場合がある。

12.生活排水の処理計画

12.1.生活排水処理の基本方針

生活環境の保全と公衆衛生の向上の観点から、生活排水の適正処理を公共下水道などの整備促進と、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図るため、生活排水処理に対する市民の理解と取り組みを進めます。

【生活排水処理の基本方針】

1. 生活排水を処理する施設の整備、維持管理を促進します。
 - ① 公共下水道の整備と接続の促進に努めます。
 - ② 農業集落排水施設の適正な維持管理に努めます。
 - ③ 高度処理型合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理を促進します。

2. 生活排水が適正に処理されるように啓発、情報提供を進めます。
 - ① 地域の水域の水質汚濁状況や汚濁の原因などについての情報発信を進めます。
 - ② 供用開始区域における各家庭の公共下水道への接続を促進します。
 - ③ 合併処理浄化槽の適正な維持管理が行われるよう、関係機関と協力し啓発を行います。
 - ④ 単独処理浄化槽が早期に合併処理浄化槽など他の処理施設に転換するように啓発を行います。

12.2.達成目標

公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備を促進し、生活排水が適切に処理されていることを示す指標として、平成31年度の生活排水処理率98.1%以上を目指します。

表 29 生活排水処理率

年度	平成23年度 実績	平成31年度 推計値
行政区域人口（人）	178,187	172,710
計画処理区域内人口（人）	178,187	172,710
生活排水処理人口（人）	165,740	169,513
生活排水処理率（%）	93.0	98.1

12.3.生活排水処理の対象区域

本市の生活排水処理の対象区域は、行政区域内全体とし、中心となる処理施設は、公共下水道及び農業集落排水施設、合併処理浄化槽とします。

12.4.施設整備計画

12.4.1.公共下水道の整備

生活排水対策の有効な手段である下水道の整備は、平成23年度時点で事業認可区域（公共下水道を近年のうちに整備して行こうと計画している面積）が2,819haで本市の面積の約27.2%、既に公共下水道が使用可能となっている区域は2,720haで市域の約26.3%となっています。

公共下水道の普及率（全人口に対する下水道整備区域内人口の比率）は、平成23年度に91.7%に達しており、千葉県下でもトップクラスの整備率となっていますが、佐倉市印旛沼流域関連公共下水道基本計画に基づき、なおいっそうの整備を図ります。

表 30 佐倉市印旛沼流域関連公共下水道基本計画の諸元

項目	公共下水道基本計画
計画目標年次	平成36年度
計画区域	4,786ha
下水排除方式	分流式
下水道計画人口	平成36年度186,800人
幹線系統 (印旛沼流域下水道)	東部幹線、八街幹線、鹿島幹線、手繰幹線、 東部第二幹線

資料：下水道課

12.4.2.家庭での合併処理浄化槽の普及

市では、家庭用の合併処理浄化槽の設置について、設置費用の一部を補助し、あるいは設置後の維持管理費についても補助を行っておりますが、引き続き補助事業を実施し、合併処理浄化槽の普及に努めます。

表 31 佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金制度の概要

目的	家庭の生活排水の適正処理。
対象区域	・下水道認可区域外（下水道認可区域内のうち、当分の間下水道の整備が見込めない区域を含む。） ・農業集落排水事業区域外
条件	自己の居住の用に供する住宅に高度処理型合併処理浄化槽を設置する市民に対して補助。
上乗せ補助	・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合。 ・汲み取り便所から合併処理浄化槽へ転換する場合。 ・放流先の無い場合の処理装置を設置する場合。

資料：生活環境課

表 32 合併処理浄化槽維持管理費補助金制度の概要

補助対象	自己が居住する住宅に10人槽以下の合併浄化槽を設置し、適正な維持管理を行い、社団法人千葉県浄化槽検査センターで行う水質検査（浄化槽法11条）で、適正な結果が得られた方。
補助の内容	合併処理浄化槽の維持管理（保守点検と清掃）にかかる費用の一部。
補助金額	年1回浄化槽1基当たり5,000円

資料：生活環境課

表 33 合併処理浄化槽設置補助基数（全体）の推移

単位：件数、千円

年度	H19	H20	H21	H22	H23	計
5人槽	37	24	39	36	57	193
6人槽	—	—	—	—	—	0
7人槽	12	18	18	16	10	74
8人槽	—	—	—	—	—	0
10人槽	5	2	1	3	2	13
11～20人槽	1	—	—	—	—	1
小計	55	44	58	55	69	281
補助額	31,632	24,956	32,440	25,488	26,550	141,066

資料：生活環境課

表 34 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置換え補助の推移

単位：件数、千円

年度	H19	H20	H21	H22	H23	合計
基数	19	17	19	22	35	112
補助額	3,420	3,060	3,420	3,960	6,300	20,160

資料：生活環境課

12.5.し尿・汚泥の収集・運搬・処理計画

12.5.1.収集・運搬に関する基本方針

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、今後も許可業者により適正に実施します。

12.5.2.収集区域の範囲

収集区域は、本市の行政区域全域とします。

12.5.3.収集運搬の方法及び収集量

し尿及び浄化槽処理の収集・運搬は、下水道整備の進捗に伴い収集量が減少傾向にあり、許可業者のバキューム車 10 台を限度として収集します。

収集は、随時収集とします。将来の各年度の計画収集・運搬量は、60 ページ表 28 の排出量推計のとおりです。

12.6.再資源化計画

■し尿・浄化槽汚泥の中間処理に関する基本方針

本市では、下水道整備が既に普及率 91.7%となっていますが、平成 31 年度時点でし尿・浄化槽汚泥が合わせて年間 2,800 キロリットル以上排出される見通しとなっています。

このことから今後もこれまでと同様に、し尿・浄化槽汚泥の中間処理は、印旛衛生施設管理組合の中間処理施設において適正に処理するものとします。将来のし尿・浄化槽汚泥の中間処理量の見通しは、60 ページ表 28 の排出量推計のとおりです。

12.7.最終処分場計画

本計画の目標年度平成 31 年度までに排出されるし尿・浄化槽汚泥は、印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センターにおいて適正に処理します。し尿と浄化槽汚泥から除かれた異物は、し渣焼却炉で適正に処理、発生する排水は高度処理します。処理の過程で発生する汚泥は、堆肥化します。

12.8.住民に対する広報・啓発活動計画

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について市民に周知を図るために、これまでと同様に定期的な広報・啓発活動を実施していきます。

現在、実施されている以下のような広報活動、啓発活動を引き続き行うとともに、千葉県、関係団体等と連携し、総合的な地域の生活排水の処理、印旛沼にやさしい水づくりを推進します。

○ 家庭への啓発活動

各家庭での生活排水対策の実践を促進するために、誰でも簡単にできる「家庭でできる浄化対策」について広報などで情報提供を行います。

○ **啓発イベント**

水辺環境に対する意識の高揚を図るために、「水辺観察会」の開催、「印旛沼浄化推進運動」など、水辺に親しむイベントを行います。

○ **水質・対策についての情報提供**

市内外の河川流域や湖沼についての水質汚濁の現状、生活排水対策の効果などについて、その概要を市民に広く知らせるため、環境白書やホームページ、CATV、イベントでのパネル展示、市の広報などを通じて情報提供していきます。

○ **家庭・事業所での適正な処理の普及**

公共下水道の整備区域での未接続解消や、現在も単独処理浄化槽を使用している家庭などの合併処理浄化槽への転換などを進めます。

佐倉市一般廃棄物処理基本計画

平成 25 年 月発行

発行／佐倉市

編集／佐倉市環境部廃棄物対策課

〒285-8501

千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地

TEL (043) 484-1111 (代表)